

鳥取縣公報

監査公告

◇鳥取縣監査公告第三十八号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十四年度にかゝる各土木出張所、港湾修築事務所及び港務所の定期監査を執行しその結果を次の通り縣議會及び知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年十二月十一日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 木 本 德 太 郎

同 柳 谷 保 一

同 倉 繁 良 逸

監査執行箇所 監査執行月日

郡家土木出張所 昭和二十五年六月九日

鳥取土木出張所 同 年六月十二日

昭和二十五年十二月十一日
号 外 月 曜 日

東部港湾事務所	同	年六月十二日
米子土木出張所	同	年六月二十一日
境 港 務 所	同	年六月二十二日
境戦災復興事務所	同	年六月二十二日
根雨土木出張所	同	年六月二十三日
倉吉土木出張所	同	年六月二十七日

監査概評

去る六月九日より二十七日迄の間に於いて各土木出張所及び港湾修築事務所並びに港務所の監査をしたがその結果は大體において良好であり各種工事の進捗状況も昭和二十三年度の状況と比較すると極めて円滑に捗つてゐる。これは要するに經費財源である國庫補助とか起債の認可が比較的順調に運ばれたのと昨年の冬季は比較的溫暖であつたこと或いは工費用各種資材の生産量の増加により確保が容易になつたこと等によるものと見られ、従つて

本報はサハ國定規格A五

予定通り工事も完了し徒らに次年度に繰越したものがなかつたのは眞に結構である。尙工事の施行方法及び資材の出納事務或は経理その他の処理状況も一、二充分でなかつた点もあつたが全般的に見て良好に処理されてゐた。

次に監査の結果各箇所の共通的事項で特に注意を要する事柄とか今後考究し適当に処置するを必要と思われれる主な事柄は次の通りである。

(一) 橋梁架換及補修工事について

管内の二十四年度における橋梁の架換或は補修は着々と施工整備されていく結構であるが各地を廻つて見て渡長十米以内の腐朽橋中危険と思われるものでも修繕されずにいるものが見受けられる。これは国庫補助の対照外となつてゐる爲め單獨縣費で補修しなければならぬからであるが、何とか経費を都合してこれ等は順次に補修或いは架換しなければいけないと思ふ。尙何時も思ふことであるが縣下各河川の橋梁は順次永久橋に架換されつゝあるれば共未だ本橋が大部分

を占めてゐる様で一朝災害のあつた場合は二たまりもなく流されることになる。經費の意でさう簡單にはいかないかも知れないが本縣の如き災害縣の場合架換の際一つ／＼を永久橋にする様配慮が望ましい。

(二) 道路工夫の勤務督励と表彰制度について

日常における道路の修繕維持は道路工夫の勤務の勤怠に左右されることが多いので日常の勤務状況を確認すると共に指導監督を嚴格に行わなければならない。各出張所は思い／＼の方法を採つてゐるが米子土木出張所の如く巡視員(二名)により常は管内を巡視し指導督励してゐること又所單獨で優秀道路工夫を表彰し激励してゐること等は推奨すべき方法である。昨年来各所共優秀者を採用してゐるので素質も向上し従つて効果も漸次著つてゐる様であるが共一層指導督励をして常に良い道路の維持管理に努めなければならぬ。

(三) 道路維持修繕費の増額計上について

国庫補助の対照となつてゐる砂利、修事業は充分とは請えないまでも相当額の経費を計上され工事も適切

00728

に施行されて居る様であるが縣独自の立場において經常的に施工しなければならぬ。道路維持修繕費は極めて少額で一出張所当り多い所で二十七万円、少い所で一万数千円と謂つた状況であつて余りにも僅小額である。これでは思ふ様に完全な道路維持修繕をするこ

とはむづかしいので、この経費を増額計上して本縣悪路の汚名を拭い去ることが肝要である。

四 緊急失業対策事業について
二十四年度において施工した失業対策事業は次の通り

工 費	工 事 内 容	施 工 地 区	実 施 機 関 名
二、一九五、〇六四円	道路補修	鳥 取 市	鳥取土木出張所
一、六四五、〇九五	道路補修、河川浚渫	米 子 市	米子同
六六二、九三一	道路補修	同	同
一六三、〇二〇	砂利道補修	倉 吉 町	倉吉土木出張所
一、六五五、五九五	戦災地清掃整地	境 町	境戦災復興事務所
四九九、二〇〇	同	同	同

にして全部道路改良或いは修繕工事であるが失業就労者の漸増し居るにも不拘施工に必要な器具機械費、資材費等工事諸費が少額の爲めこれが購入修理或いは償却と謂つた経費に追われ調達に苦慮してゐる様である。

殊に労務のみを必要とする簡易な道路補修工事の場合には差したる問題はないが道路、河川、堤防等の諸工事で多くの資材を要する工事の場合、例えばトロ用軌條、トロコ、簡易な仮橋又は見張小屋或いは土石運搬車

00729

用ガソリンと謂つた資材は絶対必要であるがこれを調達する経費がない、又用地を買収しなければならぬ工事の場合も同様のことが謂えるのであつて現在の状況では結局これ等効果的の工事を爲さんとしても不可能に近いものがある。これを公共事業に比較して見ると器具機械費、資材費、工事雑費を合して公共事業の場合総工費の二二％に対し失業対策事業は一三％(縣費負担)である。尙簡易工事は殆んど完了し今後はこれ等器具機械或いは資材を要する効果的の工事を施行しなければならぬ状況に立到つてゐる様である。

次に工事作業も失業対策と謂う特殊の事業なる爲め本省の方針で小間割制が認められていないので作業能率が揚らず又現場監督をする技術者も手薄の爲め指導監督もゆき届きかね又これに加えて従業者が素人である爲め或いは作業能率を充分發揮しない爲め工事の出来形も緩慢で又拙劣を免れ得ない。従つて当面の施工責任者である土木出張所は土木技術者としての良心的觀念から工事の効果を揚げるべく努力はしているが失業

対策事業と謂う事業形態の上では早速改善の方向に進み得ないのが実状の様である要は

- (1) 器具機械費、資材費或いは用地買収費を国庫補助対照とし費額が少く共 公共事業程度に引揚げることに
- (2) 無理のない小間割制を採用し又最少限度の監督技術者を確保することを中央政府へ折衝し以つて本来の失業対策の目的を完遂すると共に効果的な工事の完成を図ることが肝要である。当局の最善の処置を希望する。

道路損傷負担金の適時賦課と徴收方法について
本件は過去監査の際或いは決算審査の都度改善事項として指摘してきた事柄であるが今猶改善されて居らず問題を残している様である。即ち該負担金の現行の賦課方法は年度上半期、下半期の二期に分ち夫々土木出張所より縣に車輛数の報告を爲しそれにより負担額の決定通知をした上で納入義務者より徴收する順序になつてゐるがその報告並びに通知が甚だしく遅れる爲

00730

め時期的のズレを生じ半期分が次年度へ繰越される様な結果を生じ又ズレのない場合でも当該年度出納閉鎖迄に徴收困難で各出張所共大部分を未收としてゐる実状である。又これが徴收は自動車所有者の場合比較的容易に收納出来るが馬車所有者の場合は現在出張所の当該事務担当者だけでは徴收困難であつて寧ろ不可能に近いものがある。特に従前(戦時中以來一昨年位迄)これ等業者は小運搬組合に加入して居たので組合費と共に各地單位組合が一括納入してゐた關係上容易に收納し得られた模様であるが現在はこの組合は有名無実であり中には解散してゐるものもあるようである、従つて各納入義務者へ納額告知書を発行し收納してゐるが納入するものは極めて稀れで大半が滞納してゐる状況であつて土木出張所はこれ等滞納者に対する強制徴收権がないので困つてゐる実状である。尙馬車に対する負担金賦課廃止の是非論や税えの移譲説もある様であるが縣の財政状況や自動車業者との均衡その他の事情からしてにわかには即断出来ないが当局は慎重考究す

る問題と思う。尙賦課金額も歳出の道路維持修繕費精算額に対し定率により賦課する關係もあつて年々増加する傾向もあり又性質が所謂協力的負担金である事情もあつて徴收を一層困難ならしめてゐるので毎年一定額に限定し負担せしめることも徴收を容易ならしめる一策と思ふ何れにしても該負担金は各出張所事務の中の大きな痛となつてゐる様である。要は賦課方法、時期、徴收の簡易化等一連の問題について合理的に処理が出来る様速かに考究すべき事柄である。

生産収入金の未納防止について
河川産物の売却代金はその收納手続上兎角調定洩れとなつたり又未収が生じ易いので認可指令交付と同時に代金の收納を図る様にしなければならない。即ち生産物売却代金は物品の交付前に徴收することに規定されて居り又一旦未収となつた場合はこれを徴收する爲めに繁鎖な手数を要するので考慮すべきである。

各種認可、許可等の権限を出張所長へ移譲について
本件についても昨年の監査の際にも指摘した事柄であ

るが道路及び河川占用等の繼續許可のみは所長の権限に移されたけれ共新規の使用許可のものやその他沿道工作物許可、屋外廣告物許可、臨時建築制限規則による許可、市街地建築物法認可及許可等各種のもの、許可権は所長の権限外にあり現在一々縣に進達しているがこれ等の中重要度を検討し成るべく大中に出張所長の権限に移すことが能率的であり縣民の便宜と考えられるので考究すべきである。

(四) 河川道路屋外廣告等にして無許可のもの、監視に
ついで

道路、河川、堤塘、屋外廣告物その他許可を得て使用又は執行するもの、中には無許可の儘所定の使用料又は手数料を納入せずして使用又は執行しているものが相当件数あるものと推測されるがこれが取締は兎角緩慢に流れる傾がある。譬えば倉吉管内の屋外廣告物の許可を受けた件数二十一件あるに不拘鳥取米子管内には一件もないと謂つた矛盾せる状況であり其の他道路或いは河川無断専用もありがちにつきこれが取締りは

一層嚴格にすべきである。これは各出張所共職員數の關係で内部事務に追われる爲め監視の行届かない事情もあるかも知れないが努めて取締を嚴にし違反者なからしむる様心掛けるべきである。

(五) 収入關係事務処理について

出張所収入事務の主なるものは河川、道路、堤防占用許可、建築許可、建築業登録、屋外廣告物許可等による使用料又は手数料を収入する事務並びに道路損傷負担金、河川産物売払代の収入事務であるが従来より支出關係及び物品出納事務或いはその他の一般事務に比べ処理が甚だ遅延している状況である。これはその性質内容が直接事業に關係を有せず又許可又は賦課手續より収入迄の事務処理が煩雜な關係もあつて兎角延滞し勝ちとなり又放漫に流れるものと考えられるが遅延すればする程処理完結に困難を生ずるにつき今後急速処理する様格段の努力が望ましい。

(六) 縣道の改修工事の計画実施について

縣道の修繕或いは改修工事は僅少の予算の枠内にあり

ながらも漸次施工されつゝあるもこれが施工箇所を見るに有力者のある地方は比較的行われてるようであるが然らざる処は全く残されている観がある。これでは産業開發の上からしても將亦教育交通上から觀ても甚だ遺憾につき普遍的に年次計画を樹て改修施工することが望ましい。

郡家土木出張所 昭和二十五年六月九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一

監査概評

一、各種工事は何れも予定通り完成し良好と認め、その主なるものは

- (1) 道路改良工事 国道二十号 一千六百万円
線外一線
- (2) 砂利道補修工事 同 二十号 三百一十一万余円
線外二線
- (3) 橋梁架換並補修工事 十四橋 四百五十二万余円
- (4) 河川堤防修繕工事 五ヶ所 二十八万余円
- (5) 八東川通常砂防工事 一ヶ所 三百五万余円

- (6) 千代川築堤掘鑿盛土工事 一千三百八万余円
- (7) 八東川、千代川災害防除工事 二百四十五万余円
- (8) 二十二年 災害復旧工事 十七ヶ所 一千八百二十七万余円
- (9) 二十三年同 二十ヶ所 八百六万余円
- (10) 二十四年同 十五ヶ所 三百六十一万余円

二、本管内多年の懸案であつた最大工事の国道二十号線戸倉峠附近の道路改良工事は二十四年度その第一期として延長一、四軒を一千五百万円(直営)を以つて施工完成したことは結構である。これに引続き二期工事として二十五年年度延長一軒を工費一千万円を以つて施工計画しているが兵庫縣との交通上又産業上の交易發展に貢献するものとして期待するものである。尙二十年六年度以降は国直轄工事として施工予定の趣である。

三、本管内各河川も根雨土木管内河川と同様急流にして土砂が流失し上流部は河床低下、下流部は降起して居り従つて豪雨の際は堤防、護岸、道路を損壞することゝは必定である。二十四年度三百余万円を以つて僅か一ヶ所を施工し居るも災害防除として砂防工事に重点を

置くことが肝要である。

四、会計経理は適正と認め又その他事務の処理状況は大
体良好であつたが左記事項は注意すべきである。

(1) 道路占用料(軒担)は二十年三月未限り期間満了
せるも継続願が未提出で目下当所にて願書を作製し
手続せしめるべく手配中であつたが急速に処置して
調定収入すべきである。尙電柱分及河川占用分も二
十四年度以降分未調定になつていたので同様処理す
べきである。

(2) 道路損傷負担金は二十四年度上半期分は大半未收
となつていたので收納方努力すべきである。その他
二十三年度分及二十四年度分共に道路及堤塘使用料
生産物売払代、道路損傷負担金等で未收となつてい
るものが相当件数あるので急速收納すべである。

(3) 工用資材物品は設計書に掲げられているもので
府県道改良工事 鳥取城崎線外七線
砂利道補修工事 網代若井線外七線
舗装道補修工事 国道二十号線外三線

も総べて物品購入伺簿又は正規の稟伺により購入す
ることに留意すべきである。

(4) 建設業法により寄附ありたる際は採用願を受けて
收納すべきである。

(5) 備品の出納記帳は不充分につき至急現品と照合点
検し記帳整理爲し置くべきである。尙備品貸与簿も
同様整理すべきである。

(6) 支出関係その他一般事務の処理は良好である。

鳥取土木出張所 昭和二十五年六月十二日監査
監査委員 保木 本 徳 太郎

監査概評

一、管内各種工事は町村補助工事の一部を次年度に繰越
のものがあつたが縣工事は予定通り全部完成し良好で
あつた、その主なるものは

四百八万余円
五百三十八万余円
一百六万余円

(4) 重要幹線街路工事 大岩停車場線 七十四万円
(5) 橋梁架換並補修工事 青谷大橋外十八橋 三百九十七万余円
(6) 日置川、大路川、塩見川改良工事 二千三百二十三万余円
(7) 天神川、未用川、野坂川、河内川災害防除工事 五百十七万余円
(8) 鳥取港維持浚渫外工事 二百六十二万余円
(9) 砂防工事小田川流域、荒金川外三川工事 四百二十六万余円
(10) 二十二年災害工事 三ヶ所 三百三十万余円
(11) 二十三年同 四十五ヶ所 一千一百五十五万余円
(12) 二十四年同 二十ヶ所 六百七十六万余円

二、二十五年年度施工予定の中次の主要工事は予ねてから当該地方民の要望もあり又地方産業開発上から謂つても是非
必要の工事につき急速着工完成せしめられるよう配意せられたい。

(1) 道路改良 国道十八号線 宝木村 二八二米(宝木、酒津間隧道二二二米を含む) 三百万円

(2) 道路改良(道路拡張)府県道 蒲生鳥取線 宇倍野村 一八三米 二百五十万円

(3) 橋梁架換 恩志橋 本庄村 五百八十五万円

(4) 橋梁塗装 国道十八号線 千代橋 行徳、大正村間 一百十四万円

三、会計経理は適正と認めその他事務の処理状況も大体
良好であるが次の事項は今後注意すべきである。

(1) 河川及道路占用期限が二十五年三月末限りのもの
が大半であり目下更新方手配中であつたが急速更新
手続を採らしむべきである。
尙河川占用分で二十三年度限りで期限満了のものも

数件見受けられたのでこれ等も急速手続させて使用料の放納を図る様にすべきである。

(2) 二十四年度分道路損傷負担金は未收であるから早急收納すべきである。

(3) 収入金で調定減額或いは歳入下戻等の事実が生じた場合はその事由を記載した正規の手續により夫々処理すべきである。

(4) 堤塘使用料及び道路損傷負担金で相当額の未收額があり中には徴收不能の事情にあるものと認められるものがあるが実情を精査検討し夫々の処置を採るべきである。

(5) 支出関係、現金出納、物品出納、その他一般事務の処理は良好と認められた。

東部港湾修築事務所 昭和二十五年六月十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一

監査概評

一、二十四年度施工工事は順調に進捗し何れも年度内に竣工しているものと認められた。本年度工事は

- (1) 修築工事(建設省主管) 網代港 九百三十一万円
 - (イ) 暗礁撤去工事
 - (ロ) 南防波堤修築工事
- 何れも工事は計画通り完成し従来入港船舶の妨害をなしていた港外暗礁も撤去しその入港船の安全度を増大せしめている。

(2) 漁港修築工事(農林省主管分) 網代港 六百五万余円

(イ) 内港荷揚場工事

(ロ) 内港浚渫工事

(3) 災害復旧工事

(イ) 網代港

内港護岸復旧工事 (二十三年繼續) 本年度分工費 九十八万余円 竣工

内港浚渫工事 二百三十九万六千円 同

外港同 五十三万円 同

導流堤復旧工事 四十三万五千円 同

内港物揚護岸復旧工事 一千二百万円 同

(ロ) 田後港

荷揚場復旧工事 四百四十九万九千余円 竣工
第二防波堤復旧工事二工区(繼續) 一千四百二十七万余円 同

同 一工区 一百三十七万余円 同

災害復旧工事は何れも完了し網代港内港護岸復旧工事並田後港第二防波堤残工事は二十五年度に繼續され目下鋭意施工中であつて二十五年度を以つて竣工の予定である。

(4) 單縣災害二事

網代港締切護岸復旧工事 三十万円

浦富港浸蝕防止護岸工事 四十三万円

田後港暗礁撤去工事 三十万円

(5) 町村補助工事

浦富港防波堤復旧工事 二百七十一万五千円

羽尾港同 一百七十三万円

二、港湾別による工事の概況は

(A) 網代港

本港工事は防波堤高上延伸、荷揚護岸の新設、港内

(B) 田後港

本年度分施工の第二防波堤復旧工事は完了し波浪は殆んど完全に防護されているがこれが残工事(約四百万円)を二十五年度完成の予定で鋭意施工中であつた。特に本港は他港に比し濘口が廣汎のため港内に流入する漂砂により埋没しつゝあるのでこれが対策が必要である。

(C) 浦富港

本港は高潮のため急激に浸蝕され一時建物道路等危

險を及ぼしたので応急的仮護岸工事を施行し浸蝕を喰止めていたが早急根本的浸蝕防止工事を必要と認む。

三、網代港、田後港は遠洋漁業の基地として将来期待するものがあるが水産課と連繫し漁港施設規模を増大し本縣産業開発の開港場として躍進せしむべき要が充分に認められる。尙將來兩港を山陰隨一の避難港に指定さるゝならば種々の点において有利と思考されるので地元民並に關係当局は強力中央に対しその実現方を要請すべきである。

四、港湾工事は他の一般土木工事に比し特殊技術を要し特に土木出張所の所管せる港湾工事は一元的に縣下港湾修築事務所(東西ニヶ所位)を設置し専属せしめ本縣港湾行政を強力に推進せしむべき必要が認められる。特に港湾工事は陸上工事と異り海中工事であり機械船舶類を要し僅かな工事に対しても莫大な工事費を投入ししかもその成果の良否は一に懸つて専門技術者に負う所が多いが本縣の如く沿岸に多くの漁港を有する点

からして今一段と港湾技術陣の強化が必要ではないかと思ふ。尙船員三名を常用人夫として船舶類の維持管理に当らせて居るが工事施工上將亦船舶の維持管理上種々不都合を生じている実情からしてこれを専任職員にすべきが至当と認められる。

五、事務の処理並に予算経理状況は概ね良好と認めだが二十五年年度予算執行に当り網代港修築事業費中賃金の予算令達なきため四、五月分賃金六万九千余円を業者より一時借入支払つていたが適正でないので至急令達を受け整理すべきである。

米子土木出張所 昭和二十五年六月二十一日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 倉 繁 良 逸

同 柳 谷 保 一

一、各種工事は何れも予定通り完成し良好と認めた。その主なるものは

(1) 砂利道補修工事 国道十九号線外四線 二五、五軒 五百三十一万余円
(2) 舗装道補修工事 国道十八号線外三線 七、八軒 二百十五万円
(3) 名和永久橋架設外架換補修或いは日野橋塗裝 八百十九万余円
(4) 小松谷川改良工事 右岸築堤 一、一五〇米 七百万円
尙引続き二十五年年度にて左岸築堤を施工中
(5) 佐陀川改良工事 右岸築堤 一、六〇〇米 縣地区内 一千五百万円
左岸も急速施工する必要を認められた二十五年度はその下流兩岸延一、四〇〇米を二千五百万円を以つて施工計画中、尙本河川河口迄の間は無堤防河床荒廢しているが何分長い延長区間であるから年次計画により完遂を是非必要と觀察された。本川の如き斯くまで荒廢せる原因を尋ねるに時々被害ある毎に補助による復旧工事をかえつて有利なりとして急がなかつたと見られる節があるのは誠に遺憾である。他にも亦斯くの如き例が無いとは謂えないので注意すべきである。

(6) 砂防工事(災害) 防領川床固土工事 一百十五万余円

同 (通常) 川手川堰堤工事外二工事 四百二十八万余円

同 (災害) 名和川堰堤工事外二工事完成 七十四万余円

(7) 災害防除工事 阿弥陀川筋築堤及河床整理 二百三十二万円

(8) 同 法勝寺川々筋床掘鑿工事 一百万円

(9) 二十三年災害復旧工事 二十三箇所 査定額の二四%

(10) 二十四年同 十九ヶ所 六百四十万円 同 一八%

00739

- (11) 防砂堤復旧工事
- (12) 同

皆生海岸
境 港

四百九十九万余円 同 五二%
六百十七万余円 同 七九%

二、当管内の懸案事項

- (イ) 道笑町鉄道踏切立体交叉による道路改良
 - (ロ) 米子境間府縣道を外浜内浜兩街道中間道路改修
 - (ハ) 米子市よりする大山登山バス道路改修
- 右事業は何れも夫々の実状より推し又今後の必要性から考え実現せしむべきものであるが特に(イ)の工事は各方面の多年の懸案であるから急速に実現を期すべく関係当局の努力を望むものである。

三、会計経理は適正と認め又その他事務の処理状況は良好であつたが左記の事項は注意すべきである。

- (1) 河川及道路占用許可期限満了のものを継続占用手続をせしめずして手数料を測定収入しあるものが見受られたが台帳整理上から謂つても妥当でないので申請手続せしめるべきである。
- (2) 道路損傷負担金の大半は未收となつているので收納に努力すべきである。

監査概評

境 港 務 所 昭和二十五年六月二十二日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 同 保 木 本 徳 太郎
 同 柳 谷 保 一
 同 倉 繁 良 逸

- (3) 米子市及配電会社或いは瓦斯会社から委託の道路掘鑿工事は倉吉、鳥取地区に比し甚だ尠なかつたが右委託の工費は歳入歳出外現金として公金的処理することが必要である。
- (4) 自動車用燃料の出納は今少し嚴格に記帳整理し置くべきである。
- (5) 工事台帳への所定記載事項はその都度嚴重に記帳すべきである。
- (6) 支出関係現金出納、物品出納その他一般事務は良好に処理されていた。

00740

一、昭和二十四年度内境港に於ける船舶及び貨物の動きは左表の通りであるが 近き將來移出入貿易の振興を予想するとき現在の棧橋及び上屋倉庫の状況では甚だ心もとないものがある。荷積卸用棧橋は一部欠壞して居り従つて延長も短かく残部の木造棧橋は早晚欠壞の惧れが多分にある。又上屋は雨漏その他周壁の腐朽により全面的に補強構築をしなければ用をなさない迄になるので考慮さるべきである。現在一号上屋は補修中の様であつたが姑息的修理では水持しない。尙二号三号も根本的補修が急がれる実状にある。將來境港の發展を図る上においてもこれ等は何とか適當な処置を講ずべき事柄と考えられる。

昭和二十四年度内船舶並貨物の動き

- (イ) 入港船舶 一九、四三隻 八〇七、八五噸
- (ロ) 移出貨物 九〇、二四噸 八四、〇三、六九〇円
- (ハ) 移出貨物 三〇、八二噸 一、四七七、五五、三四円
- (ニ) 輸出貨物 三、七五噸 一三、〇三、八〇円

二、境港入港船舶給水に際し貯水庫がないため夜間の給

水等の場合水源地からの流水は相当時間を要し、双方共不便を感じている。水産業会所属船舶に専用貯水庫による利便あるに鑑み縣においても給水施設としてこれを設備することは必要と思う。

三、入港の船舶が岸壁使用の場合申請により手数料を納入せしめているが、係員が毎日巡回して繫留船舶の捕捉に当らねば手数料の徴収が困難である。又申請書の提出も繁鎖で兎角これを回避する傾向にある。以上の状況から考えてこれが取扱並に手数料徴収を簡素化すべく考究する必要があると思う。

四、経理その他事務の処理状況は概ね良好であるが、次の事項を注意すべきである。

- (1) 土地並上屋その他使用の期限満了のもの、期間更新申請手続をせしめてないものがあるので急速手続をさせるべきである。尙これがため年度内に測定せず二十五年度において測定収入したものが一万一千余円ある。

(2) 岸壁使用申請書の編綴は毎月別に区分し嚴格に整

00741

然とすべきである。
(3) 支出関係現金物品出納その他一般事務の処理は良好である。

境戦災復興事務所 昭和二十五年六月二十二日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	柳 谷 保 一
同	保 木 本 徳 太 郎
同	倉 繁 良 逸

監査概評

一、境特別都市計画事業は戦災地域四万八千坪を昭和二十二年より五ヶ年計画を以つて実施中の処、工費の大巾削減に伴ない一ヶ年繰上げ二十五年を以つて一応終了予定の様であるが二十四年度施工の左記工事は予定通り完成し良好である。

記

戦災復興事業	三百七十万円
重要幹線街路事業	一百四十二万円
都市計画事業	三十七万余円

尙二十五年度は土地区劃整理事業として換地予定地指定により

(イ) 家屋移転数戸数	二八戸
(ロ) 電気電話柱残本数	五一本
及び街路事業として	二百七十万円

(イ) 整地工事(砂利撒布)	約五千百平米
(ロ) 側溝工事	約一千三百平米
を施工予定で、これが完成すれば一応総工費一千三百七十八万余円の境戦災復興事業も成就される事になる。	九十万円

二、土地区画整理事業と併行して、処理されるべき換地精算事務が兎角遅れる傾向にあるので、土地評價を急ぎ登記事務の急速完了を図り他の同地域有権者へ迷惑を及ぼさないよう事業の円滑遂行を図るべきである。尙本年度行わるべき家屋移転を要する残り二十八戸についても同様の点につき注意し努力すべきである。

三、戦災復興事業と併行して二十五年一月より六月迄一日平均五十人の就労人員にて緊急失業対策事業を実施

00742

し、主として戦災地域内の清掃整地工事(工費一百六十五万余円)が施工されたが、これに引続き七月より境余子間の産業道路開発をして失業対策と建設工事兩々の目的の完遂を図つてゐる。

四、経理その他の事務事業は適正であり良好と認められた。

- (1) 道路改良工事 鳥取廣島線(多里)外三線
- (2) 砂利道補修工事 国道十八号線(溝口根雨)外一線
- (3) 通常砂防工事 船谷川、横路川、白水川、石見川
- (4) 災害防除工事 板井原川、日野川
- (5) 橋梁補修工事 霞安來線(古都橋外十一橋)
- (6) 二十二年災害各種工事 二十四ヶ所
- (7) 二十三年災害各種工事 七十一ヶ所
- (8) 二十四年災害各種工事 十五ヶ所

二、当管内諸河川は中国山脈より発する急流により土砂を崩壊し上流部は河床低下するに反し、下流部は流失

根拠土木出張所 昭和二十五年六月二十三日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	柳 谷 保 一
同	保 木 本 徳 太 郎
同	倉 繁 良 逸

一、管内各種工事は予定通り完成し良好と認められた。その主なるものは

一、三〇二軒	三百八十余万円
一、〇九二軒	一百六十万余円
	三百七十三万余円
	二百五十三万余円
	二百八十余万円
	九十四万余円
	二千三百二十三万円
	三百四十九万余円
	同 二二%

土砂のため漸次河床隆起しつゝあり爲めに豪雨の際には氾濫し、地勢上届曲多いため堤防護岸道路を破壊す

る状況である。従つて災害復旧箇所及び工費は他管内に比し多大である。これが防除として特に砂除工事を必要と認められるので他管内より一層重点的に施工することに留意すべきである。又道路の開発は豊富なる奥部資源開発の根本であり、計画的に遂行すべきである。

(備考) 二十四年度砂防工事 四ヶ所 三百七十三万円

三、管内は缺少であるが各年災害復旧工事は他管内に比較して工事箇所は多い。これ等施工上の現場監督及び事務量から見ても所長以下職員十五名(道路工夫小使を除く)では万全を期することは困難ではないかと思う。現在臨時職員(人夫名儀)七名を備へ補足し漸く執行して居るもの、責任ある事務或いは現場指導は任し得ず従つて能率的に見て実績を揚げ得られない状況である、依つて若干の職員の増員を必要と認めた。

四、会計経理は適正と認めた。事務の処理状況も全般的に見て良好であるが今一層努力し整理されたい。尚左記事項は今後注意及び整理すべきである。

(1) 河川及び道路占用期限昭和二十四年三月末限りのものが大部分につき急速更新手続をさせ收納を図るべきである。尙道路分は昭和二十二年三月限りで占用期間満了更新せしむべきもの一、二あつたので至急処置すべきである。

(2) 道路損傷負担金で相当額が未収となつて居るので急速收納する様努力すべきである

(3) 建設業法寄附金は寄附人の採納願による意志表示が必要である。

(4) 各種工事台帳の記帳整理はその都度嚴格にすべきである。

(5) 市外電話通話料が相当多額支出されて居り最高月額一万六千三百二十二円、最少月額六千四百二十四円であるが今少し節減に努めるべきである。

(6) 支出関係、物品出納、現金出納その他一般事務は概ね良好である。

倉吉土木出張所 昭和二十五年六月二十七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概評

同 柳 谷 保 一
同 倉 繁 良 逸

一、各種工事は予定通り完成し良好と認めた。その主なものは

- | | | | |
|---------------------------|------------|---------|----------|
| (1) 道路改良工事 | 倉吉津山線外二線 | 一、六三五五料 | 四百七十万円 |
| (2) 砂利道補修工事 | 六路線(直管) | | 四百九十五万円 |
| (3) 橋梁架換並補修工事 | 十二橋(請負) | | 五百五十四万円 |
| (4) 舗装道補修工事 | 一ヶ所(倉吉) | | 二十七万余円 |
| (5) 道路災害防除工事 | 国道十八号線(泊村) | | 一百三十一万余円 |
| (6) 矢途川、小鴨川、竹田川、国府川災害防除工事 | | | 二百五十五万余円 |
| (7) 通常砂防工事加勢蛇川外四河川 | | | 五百七十八万余円 |
| (8) 二十二年災害復旧工事 | | 一ヶ所 | 三十七万円 |
| (9) 二十三年同 | | 四十一ヶ所 | 一千六十五万余円 |
| (10) 二十四年同 | | 八ヶ所 | 二百七十六万余円 |

二、本管内に於ける各河川の改良工事は本年度内には災害復旧による堤防護岸復旧の小工事十余ヶ所の外見るべきものがない。道路においても全然荒廃に委せられたるところあり産業交通上極めて遺憾である。

三、会計経理は適正と認めたが左記事項は今後充分注意すべきである。

(1) 河川道路占用料は二十四年度迄の分は調定済であるが中に調定洩れのものが見られたので調定の上

收納処置すべきである。尙測定後未收額も相当額あるので早く納入せしむべきである。

(2) 道路損傷負担金は大半が未收となつているので收納につき努力すべきである。

(3) 河川産物採取許可台帳と採取申請書と金額その他で不適合のものがある、誤記と認めるも正確を期する様注意すべきである。

(4) 収入金の調定減額を必要とする際は根拠ある理由を記載し又証明書を要する場合にはこれを添附し正規の決裁を経て処理すべきである。

(5) 建設業法による寄附を受ける場合は寄附人の意志表示である採納願により收納すべきである。

(6) 直管工事関係の工事日誌、賃金台帳、人夫就労表の記帳整理は不充分につき嚴格に記帳すべきである。

(7) 備品出納簿の記帳は嚴格にすべきである。尙現物と照合し確認すべきである。

入歳出外現金等の公金的取扱いをなすべきである。

(9) 支出関係及び一般庶務事務は大体良好である。

◇監査公告第三十九号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十四年度にかゝる各地方事務所の定期監査を執行しその結果を次の通り縣議会及び知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年十二月十一日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉
 同 保 木 本 徳 太 郎
 同 柳 谷 保 一
 同 倉 繁 良 逸

記

地方事務所名 監査執行年月日

岩美地方事務所 昭和二十五年七月十三、十四日
 八月八日

八頭同 同 七月二十七、二十八日
 同 同 八月三、四日

氣高同 同

東伯同 同 八月十七、十八、十九日
 西伯同 同 八月二十四、二十五、二十六日
 日野同 同 九月四、五、六日

地方事務所の監査は早急に実施致したいと思つていたが漸く去る七月十三日より九月六日迄の間に於て延十六日間を以つて完了したのでその結果を報告するものである。

抑々地方事務所の存廢とか整理統合或いは支庁制への改革等に関しては、縣当局及び縣議會を初め縣民一般からも既に種々と論議提唱され、又存置するにしてもそのあり方等について鋭く批判されて來ていたのであるが、今回の監査の結果が多少なりとも今後の参考になれば幸いである。吾々監査委員として前記の如き存廢その他の根本問題に關し、今回の監査のみを以つて云々することは避けたいと思ふが、現存する綜合的第一總機關としてのあり方について大いに改革すべき諸点を見出された訳である。その諸点は別紙に項を追つて記載した通りであるが、これを綜合的に判断し要約すれば概ね次のことが謂

えらと思う。即ち

一、既に各方面から指摘されている如く、縣政事務の取次機關的存在であつて執行権限は極めて狭範圍であり、従つて配当予算が甚だ貧弱で遅く爲めに一々縣へ取次連絡し或いは指示を乞うて行動するので、勢い事務は複雑し能率は低下せざるを得ないし又事務事業の効率は減殺されることは免れ得ない。

二、事務事業の執行方針或いは内容を傳達の爲めその都度縣の各課各係で會議会合を頻繁に開き、又双方の連絡往復を余議なくされるので経費と日数が不經濟である。

三、機構は弱体であり職員数及び待遇その他一般的にレベルが縣のそれに比し劣悪であるため事務事業の執行が貧弱となり不充分になることは否められない。又本庁地方事務所間人事の交流は時々必要と認めらるゝも、本庁より地方事務所に転動することを好まざる風あるを見る、待遇等に於いて差違なき様努められ寧ろ欣んで第一線に進出する如く希望する風にならしむる

00747

ことが必要であり、特に事務所長の勤続年数は概ね短期となり居るが如し、之が人選に付いては最も意を用い適材適所を得安定して治績を挙げしむる様留意が肝要である。

四、事務事業の執行に際し、縣と地方事務所の指導方針が喰違ふこともあり又は未端の指導監督が重複し或いは執行方針、事務連絡の不充分等によりはかばかしく進捗せず又徹底しないため結果において縣民の信用度が薄く中央依存となり、地方事務所の存在意義を輕視没却される傾向にある。

五、地方事務所の配当予算は、所管せしめている事務事業に適應した予算を配当されて居らず、又その内示或いは令達時期も兎角遅延の傾向にある。極言すれば遅ればせにお目こぼし予算や掻き集め予算の配当を受けて縣政の末端事務を漸く処理するに止り、地方の実情に即応した事務事業を強力に爲し得られない憾みがある。

大体以上が現在の地方事務所における不備欠陥の要約で

あるが、又地方事務所運営上の隘路となつて居る事柄でもあるので、これを是非改革することによつて縣民に直接繋りをもつ各地方事務所の機能を發揮せしむること、なり、延いては縣政を円滑にしかも効果的能率的ならしめ、直接縣民への利益と福祉をもたらす所以につき焦眉の急として採り上げられなければならない問題と思考する。

別紙の各事項は各地方事務所共通の改善事項であつて、縣及び地方事務所双方の協調により是正されなければならぬが、特に縣の措置対策を必要とするものが多い。以下次の通り記述することとする。

一、地方事務所に対する権限移譲について

地方事務所内事務事業の執行を移譲若しくは或る程度行政権限を専決せしめることが良策と認めらるゝものが概ね左記の如くあるので縣当局の再考を促したい。雇傭人の採用人事権を所長の専決事項復活 (岩) 所員の縣外出張を所長の専決事項とする (岩)

00748

統計職員を地方事務所定数に編入

民生委員法第五條の民生委員の推薦が町村からあつた場合の辞令交付 (氣)

勞働加配米通帳の調製事務 (東)

現漁業協同組合育成指導事務 (岩、氣、東)

同 右 監査事務 (岩、氣、東)

漁業調整委員会事務局を地方事務所内に設置し地方事務所管掌事務にされたい (東)

鮮魚水産加工品検査員の指導監督 (西)

農業改良普及技術員の連絡員を置き地方事務所と連結せしめる (岩)

森林土木事業 (林道開設治山海岸砂防各事業) (岩、八、氣、西、日)

有害鳥獸捕獲許可に関する事務 (岩)

森林害虫驅除に関する事務 (岩)

黄連増産事業 (八)

中小企業等協同組合関係事務 (東)

畜産行政 (畜連或いはその他団体個人に実施されることが多い) (西)

蜜蜂飼養條例第二條の許可申請書は所長經由するにとりめず実情及び意見を添える等に改められたる (西)

蜜蜂飼養調整委員会規程中委員は養蜂業者を主体とせず蜜源所有代表者を増加すると共に委員会は縣に三地区或いは各郡單位に設置方考究されたる (西)

火薬類の小口取扱許可事項 (氣)

その主なる理由として現地の事情に精通して居ること又施工地が近距離であるため機動的であり能率であること。施工者との連絡は常に緊密にとれ又個所の選定測量設計指導監督といつた一貫性により効果的であること。諸経費は少額ですむこと等々總てが効率的である。

尤も地方事務所に移譲若しくは専決せしめることによつて不詳事件が生じ易いものとか重大な過誤の伴ない易いもの所謂弊害を生じ易い事務事業は除外すべきであるが、移譲に先立つて凡ゆる角度から慎重に検討することは無論必要である。

三、知事施策の傳達と所長會議等について
 地方事務所長會議が時々開催されているも會議の内容は事務的事項のみにして施策方針と謂つた重要議事が余りないようである。縣議會で議決された多くの施策内容及びそれを実施するための予算、内容等について何等説明会も開いてないようであるが、第一線施行機關である地方事務所に充分承知せしめおくことが必要である。又予算編成に際しても所長の意見を聞く會議も開催されないようであるが、縣政の效果的執行を考ふるならば今少し縣当局は再考すべき点があると思ふ。

尙各課毎に思い／＼に所長或いは課長、係長等を招集し會議を開催されているが、知事室企画課にて月内の招集計画を樹て成るべく纏めて會議するよう考慮すべきである。之に依り時間的にも経費の面でも余程節減され合理化される訳である。

三、予算について
 地方事務所の令達予算はその編成より執行までの間に

おける現在のあり方は至つて不合理であり不経済であり不平等であつて又事務事業執行上の効率を著しく低下せしめているものと認めざるを得ない。今後は左記の如く改善すべきであることを痛感した。

- (1) 各種事務事業主管課は予算編成に当り地方事務所の意見を聞いていないようであるから今後参考として充分聴取することが必要である。
- (2) 予算編成の際縣と地方事務所共通の予算は縣分幾程、地方事務所分幾程と夫々に区分し縣会附議案にも同様明示して置く。(現在地方事務所は各事業主管課に必要に迫られた際夫々乞食のように配付方を懇請して廻り令達を受けている状況である)
- (3) 議決になつた場合地方事務所配当分の予算は夫々主管課より地方事務所へ令達する。
- (4) 地方事務所では年間の予算令達見込額並に令達時期が不明のため事務事業執行予定計画が樹てられず又田滑な予算経理を不可能にしている。従つて折角の事務事業の成果を減殺することゝなるにつき議決

された予算は令達に先だつてその都府地方事務所に内示すること。

- (5) 各地方事務所の事務事業量に適應した当該予算額を計上すべきである。
- (6) 予算は財源の見透が確認され次第執行適期に令達し成果をあげしめるようにする。
- (7) 財源受入の關係のものもあると思うも各種予算共年度末期の第四・四半期(冬期間)に年間総額の五〇%以上が令達されている実情からして勢い事務事業の執行が年度末に殺到することになり、従つて成果が著しく減殺されている。

昭和二十四年度予算令達額課別配当率表(氣高地方事務所)

(8) 二十四年度の例から徴すれば縣の主管課が温存し年度末に到り費いこなせなかつたと思われる経費を三月乃至五月(何れも三月三十一日付としてある)の間に令達されているものも可成多く見受けられ、地方事務所も折角令達されたのであるから無理をして消費しておると謂つた状況で甚だ不経済である。以上の諸点良心的に改善されることを強く要請致した。令達状況の一例を参考迄に掲記すれば別表の通りである。

本庁課名	予 算				令 達		計	三月分
	一・四半期	二・四半期	三・四半期	四・四半期	計	三月分		
庶務課	1	67,109 (12)	108,150 (12)	324,110 (54)	379,669	119,410		
地方課	133,183 (11)	133,180 (11)	333,190 (19)	666,000 (54)	1,100,573	564,760		
厚生課	604,111 (11)	333,180 (12)	1,100,573 (11)	666,000 (11)	3,100,111	333,180		

建築課	10,000	7,535	7,535	
兒童課	3,500	5,570	11,000	11,000
保健課	3,500	5,570	4,850	4,000
世話課	1,000	4,700	4,100	4,100
統計課	9,800	3,000	4,000	4,000
稅務課	280,000	29,200	36,000	16,700
公報局	211,900	105,800	336,700	4,200
農務課	211,900	105,800	336,700	4,200
開拓課	54,000	24,700	31,200	21,700
林務課	31,700	107,600	140,000	90,200
物資調整課	2,000	21,600	56,900	9,900
農業協同組合課	4,100	3,500	4,000	4,000
農地課	9,800	7,000	38,900	11,000
畜産課	5,000	26,500	5,000	11,000

註()内の数字は%を示す

昭和二十四年度予算令達科目別配当率表(氣高地方事務所)

科目	算				計	内三月分
	一・四半期	二・四半期	三・四半期	四・四半期		
旅費	234,667	655,749	607,497	1,110,600	2,511,753	501,255
消耗品費	5,400	5,940	147,000	171,000	409,940	218,333
印刷製本費	65,690	64,900	15,100	175,690	409,940	106,015
通信運搬費	4,880	8,300	9,500	22,680	44,260	137,076
燃料費	4,840	10,400	16,500	31,740	67,480	39,660
計	499,677	764,289	811,694	1,975,660	4,405,911	1,000,337

光熱水費	四三〇〇	三、三三〇	四、五五〇	九、五〇五	二、八六五	五、三三〇
食糧費	(一九)	(一五)	(三三)	(四四)	(一五)	(二七)
備品費	九〇〇	三、一〇〇	九、九一九	八四、六七三	二五、一七二	六三、六六〇
賃金	(〇、五)	(三、五)	(七、九)	(六、七)	(一、七)	(九、一)
廣告料	五、三三〇	二、八四〇	三、二七〇	二六、九三三	一八、四三二	九六、一三三
修繕料	四、五〇〇	(一、一)	(一、一)	(六、六)	(六、六)	一一、四三〇
計	四九、六三三	九六四、一九九	一、一〇三、六七七	一、九三〇、四七三	四、四四九、九一一	一、〇〇〇、三三七

註()内の数字は%を示す

昭和二十五年民生部關係経費の令達状況(日野地方事務所分) 昭和二十五年七月十日現在

科 目	予算令達額	事業執行上年間 必要見込額	見込額に対する 予算令達率	摘 要
款 社会及び劳働施設費	九、六〇五	三〇四、六五六	三・一五%	
項 生活保護費	四八〇	七三、〇二八	・六五	
目 保護行政費	四八〇	七三、〇二八	・六五	
項 社会福祉費	二、七〇〇	一一七、九〇五	二・二九	

項 目	予算令達額	事業執行上年間 必要見込額	見込額に対する 予算令達率	摘 要
目 社会福祉事業振興費	一	三二、三六二	〇・〇	
目 引揚同胞援護費	六五〇	一〇、〇〇〇	六・五	
目 救済用物資取扱費	一、三〇〇	六、五〇〇	二〇・〇	
目 授産事業振興費	一	四、〇〇〇	〇・〇	
目 引揚者住宅建設費	三五〇	五〇〇	七〇・〇	
目 消費生活協同組合指導費	四〇〇	五〇〇	八〇・〇	
目 同和事業費	一	七、〇〇〇	〇・〇	
目 災害救助費	一	二〇、六八一	〇・〇	
目 母子福祉対策費	一	三六、三六二	〇・〇	
項 児童福祉費	三、四二五	七三、七二三	四・六五	
目 福祉事業費	二、〇〇〇	二〇、六八一	・九七	
目 福祉事業振興費	四二五	一七、六八一	二・四	
目 季節節保育所費	一、〇〇〇	四、〇〇〇	二五・〇	
目 青少年問題対策費	一	三一、三六一	〇・〇	
項 国民健康保険費	三、〇〇〇	三七、〇〇〇	九・八一	
目 国民健康保険指導費	三、〇〇〇	三七、〇〇〇	九・八一	
項 世話費	一	三、〇〇〇	〇・〇	

00755

目世 話 費

1

三、〇〇〇 〇・〇

四、事務事業量適応の予算配当について

縣各課の地方事務所に対する予算配当状況は事務事業量を考慮せず御都合主義の配当と見られるものがある。譬えば八頭及び日野地方事務所に海岸砂防地林事業費を夫々七、八万円程度を配当し、縣行造林事業を主管せしめ乍らこれが旅費は僅か一百円と謂つた状態、又農地の交換分合或いは同和事業、露店営業許可は相当の事務量を有するも経費を全然配当せず、農業振興対策事業は重要にして第一線機関として活潑なる活動を要する事業にも不拘一地方事務所当り一万円前後と謂つた僅少額である。これはその中の一例であるが他に多くのこれと大同小異のものが見受けられる。これでは予算目的遂行の原則に反するので、事務事業量適応額の経費を配当し強力施策の完遂を図らしめるべきである。

五、地方事務所人事について

各地方事務所の陣容は縣の場合に比較して總体的に下級者が多く弱体であることは否定し得られない。この度地方事務所管掌の事務事業の概要につき検討した結果、地方事務所権限を移譲するが適当と認められる多くの事項が見出されたのであるが、これと相俟つて有能上級者を配置し陣容の強化が必要と認められた次第である。又縣庁を主体とした人事異動の場合地方事務所にも波及し大きく影響を与えて居り爲めに地方事務所の事務事業執行に支障を及すことも考慮されるべきである。次に縣より地方事務所へ転勤の場合左遷との觀念が一般にあるようであるが、そのような人事異動はなるべく避けることが必要であるし、又少くとも係長以上の人事は一応所長の意見を参考に聴取し執行することも考えるべきである。尙所長の在任期間は概して短期間であるため計画的に事務事業の執行も困難と認められるので安定して治績を挙げしめる様相当期間

00756

在任せしめるべきである。

六、所長交際費について

第一線執行機関としての現在の交際費額では不十分と思ふ。即ち多方面との交際を必要とし又表面に表われない種々雑多なしかも困難な現地行政を執行する上には今少し考慮すべき余地があると思ふ。

若し交際費の増額が不可能ならば当該事務事業費中の食糧費或いは分担金の増額によりこれを支弁せしめることも考えなければならぬ。

七、事務の代決後閣その他事務の処理について

各地方事務所共全般的に見て良好とは謂えない。尤も現地機関のため外來者との応接に忙殺され又出張し不在勝ちの関係のためであろうが今一段と迅速適正処理に努めるべきである。即ち

- (1) 書類の受付——起案——決算——施行迄の期間が永いものがある。
- (2) 起案及び施行月日の記載してゐないもの、施行者の捺印のないものが相当件数ある。(日野は良好)

八、諸規定の改廃について

地方事務所事務処理上の基範となる地方事務所処務規程、所長専決規程、地方事務官委任事項は戦時中制定されて以來局部的改正されてゐるもの、現在に即応しない戦時中の該当條項が未だ残つてゐる。急速に全面的改正をし事務処理上の指針とすべきである。

- (3) 各所共代決は不文律で中には所長の閱覽は稀で多くは所管課長の代決で執行されているむきも見受けられた。
- (4) 教育委員会支所では支所長は勿論次長の認印を受けず多くの書類を処理されているものがあつた。
- (5) 同じく支所で文書の施行方式が適正でない所もあつた。
- (6) 地方事務所代決文書に後閣印を押捺しあるにも不拘後閣を受けず編綴してある起案文書或いは供覽文書が多く見受けられた。(日野良好)
- (7) 大部分の書類が索引なく編綴されている。(日野良好)

00757

九、簿冊名の統一並に編纂保管について

各地方事務所の簿冊名に統一を欠くものが多く見受けられ又分類別編纂も思い／＼の綴込を爲しているものがある。町村役場における事務整理のための帳簿及び文書綴の分類は規程により明確にされておるが、縣においてこれと同様に一定の帳簿文書綴名を主管課別に明示しておくことが必要と思う。又文書編纂保管については一応規定されているがこれは何処共違られていない。小さい事柄の様であるけれども事務事業の処理執行上の基盤となる文書の取扱は常に嚴格にして置かなければならない。

文書の処理や編纂保管のだからしない所の事務事業は能率や成果が揚つていない証左とも謂えよう。

一〇、地方事務所庁舎の拡張について

縣民と接觸の多い各地方事務所はそれに応接し執務する上で事務室が全般的に狭く又小室に仕切られているので不便を感じているようである。特に東伯及び八頭の場合一課或いは一係内において夫々の小室に分割さ

れているので課長或いは係間の連絡も不充分となりがちであり、又課の統一を図る上に多大の不便困難を生じているようである。各所共に大体において狹隘であることは事実である。

その他日野に会議室がないので会議開催には不便を感じているので増築の必要があるし、又若美は建物がお朽のため蔭翳につき改装補修の要がある。又倉庫がないので業務上の諸物資或いは古い簿冊文書の保管上に多大の困難を感じている。西伯の会議場(一階)の床板が腐蝕して居て振動烈しく多人数の集合の場合は甚だ危険である。

以上の概況からして最少限度の増築或いは改造は必要と認められる。

尚理想的に謂つて縣民及び町村吏員が所用のため來所した場合簡易な書類の作製や晝食の出来る程度の控室位はほしいものである。

一一、トラック又はジープの備付について

現地行政の機動性を図る上には是非必要につき各所へ

00758

順次備付け事務事業の効率を図ることが必要である。

一二、町村行財政指導監督について

総務課庶務係の管掌事務の中最も重要で重点的且積極的に実施しなければならない事務であることは多言を要しないところであるが、二十四年度内にて実施している各所管内町村数は若美三、八頭一〇、氣高六、東伯三、西伯二、日野〇、と謂つた状況であつて、八頭は稍々良好であるが総体的に見て低調と謂うべきである。一方町村自治の現状を見れば地方自治制度の改革により又矢繼早にある諸法令の制定改廃等のため勢い町村長を初め吏員は事務に不慣となり行政智識に不充分の点がないでもない。又事務内容も複雑繁鎖であつてこれが処理執行に忙殺されているようである。他面町村民は段々と地方自治に関心を持つようになり意見の対立や双方感情のもつれ等から彼処此処の町村に相当深刻な紛争を生ぜしめているようであるが、今後改正地方税法により町村行政も益々困難を想像されるので円滑なる町村行政を運営せしめるため強力にこれが

指導を実施すべきである。

一三、財務職員を増員と質的向上について

財務課の業務は外勤事務が多いので従つて内務事務の整理が疎かになり勝のようである。又事務も他のそれと異なり相当の経験と研究を必要とするが人事異動とか所内の勤務替により経験者が比較的少ないようである。地方税法改正に依り愈々財務事務の重要性を痛感される時人員の増員と職員の質的向上を図ることが必要である。尙新地方税法公布と同時に国税徴収法の一部改正により先取特権が解消されたので早期に徴収することが重要となつている。

一四、徴税成績表彰制度について

各地方事務所の徴税成績により毎年度等級を附し表彰し徴税成績の向上を図るため又税務職員に慰勞激励の意味を以つてされている主旨は眞に結構と思うも、等級順位決定の條件を徴税率のみによることは中に誤れる競争意識により調定減額をすべからざるものを年度末に到り徒らに減額し徴税率の上昇を図るような弊害

を生ぜせしめないとも限らないので、これを徴税率のみに限定せず日常における稅務全般の処理成績その他の状況を慎重に検討した上で表彰することが肝要ではないかと思う。

一五、縣稅の歲入予算令達について
各地方事務所に対し縣稅及び縣稅外歲入予算令達を行つていないのは一面苛劍誅求となる惧れがないでもないので今後令達されることが望ましい。

一六、納稅貯蓄組合の設立について
縣下に自主的な納稅貯蓄組合は各所に出来つゝあるも各地方事務所共これが積極的な努力が払われていないようである。今後一層組合の設立方に努力さるべきである。

一七、課稅の再審査について
主として事業稅の課稅に対し再審査請求のあつた件數は非常に多く正規の書面申請によるもので最も多い所で課稅總件數の四割八分と謂つた多數に上つており大體において各所共その件數は多い。しかもその大部分

が大なれ小なれ修正減額されている実情であるがこれでは賦課に二重の手續を要し、しかも課稅の信頼性を失ふこととなるので当初賦課の際は慎重調査し賦課決定することが肝要である。他の稅目についても課稅上の調査不充分又は誤認等によりこれと同様調定減額されてゐるものが相当あつたが、一旦賦課決定したものを簡単に減額することがないよう調定に先きだち慎重に調査しなければいけない。

一八、飲食稅賦課徵收について

本稅の賦課徵收については各所共相当の苦勞と努力をしてゐることは認めらるも、現在の賦課方法は無理の面がないでもない。申告制の本稅ではあるが申告するものは稀で(日野管内は申告額が過少ではあるらしいが業者の三分の二程度は毎月申告している)勢い業者の所得稅額或いは前年度の本稅納稅額を主要参考と

した推定課稅とならざるを得ない。この推定課稅の資料とし又異議申立の反証となるものゝ蒐集に苦勞してゐるのが実態である。従つて業者の自覺による外は嚴密適正課稅は困難と認めざるを得ないが、縣よりの各所別徵集目標額を内示する点で無理を生ずるようである。又各所間、各業者間の課稅額均衡の問題、序列の問題等があるがこれらを慎重に比較検討することも大いに必要であらう。何れにしても本稅の適正課稅することに努めるべきである。

一九、入場稅の檢稅と滯納防止について

入場稅の檢稅は不充分のようである。今回の縣稅賦課徵收條例で脫稅防止策は二応顧慮されているが隨時抜打檢稅が必要である。尙お臨時開催興業の場合の徵稅は従前附加稅があつた關係で町村が協力的であつたが今回の稅法改正でこれが附加稅廢止されたため非協力の傾向になりつゝある模様であるが、これら臨時開催興業の脫稅防止に対する何等かの対策が必要と思う。又各所管内共三ヶ月乃至六ヶ月目位の滯納があるがこ

れは稅の性質上嚴重納入せしめるよう処置せらるべきである。

二〇、縣稅徵收金收納措置の迅速化について

徵收金の現金引繼が遅れ勝であり従つて左記の通り縣金庫への払込も著しく遅延してゐて甚だ遺憾である。但し東伯、日野兩事務所は徵收当日或いは翌日払込まれてゐて良好である。尙氣高、西伯兩事務所は日々の徵收金額と現領書及び復命書による金額と符合して主任出納員に引繼されておらず、端數金額は徵收員の手許保管としてゐるがこれらは全部符合せしめ現金引繼簿により日々嚴重引繼ぐべきである。

- 岩 美 (銀行預金とし一時保管、月一回払込)
 - 八 頭 (三日乃至五日整理期間中保管し払込)
 - 氣 高 (銀行預金とし一時保管、月一回払込)
 - 東 伯 (当日或いは引繼翌日払込)
 - 西 伯 (銀行預金とし一時保管、月一回払込)
 - 日 野 (当日或いは翌日引繼払込)
- 二一、延滞金納入免除取扱について

徴税員の獨断免除の傾向がある。眞に已むを得ないもの(法規に定める該当者以外)の措置については充分検討し決裁を得てなすべきである。

二二、電気瓦斯税の検税について

電気税の場合には縣において賦課徴収されているが、瓦斯税は地方事務所に委任されている。この間の事情が判然としなかつたが瓦斯税は全然検税されていないのは遺憾である。

電気税の場合縣において嚴重検税されているかどうか。

二三、民生關係事務事業の執行について

民生關係各種事務事業は多岐多端であり特に地方事務所の場合その処理に追われている状況である。即ち消極的事務処理の外に積極的に指導査察等を執行する必要があるにも不拘各所厚生係員四名(八頭、東伯六名)程度であり又それに要する経費は到つて不十分で積極的に執行はされていない。即ち

(1) 保護者の実態調査は各所獨自で各町村を督促して実行せしめ遺給、洩給の防止を図る必要がある。

(2) 地方事務所には保護者の相談所を設け町村と連絡を密にし就職、社会、医療等夫々の機関への斡旋の勞をとる等積極的に自力更生指導が必要である。

(3) 民生委員、児童委員の活動に積極的指導が望ましい。

(4) 保護者に対する扶助金の町村経理或いは厚生施設、児童施設の運営状況等の査察指導は殆んど顧られていないのでこれをする必要がある。

(5) 国保事業の再建指導は殆んど顧られていないので強力なる指導が必要である。(氣高は良好)

二四、母子福祉対策について

母子福祉対策については最近やかましくいわれ、縣當局も既に相当研究しているものと思はれるも實質的には何ら考慮されていない。特に未亡人の生活環境は極めて複雑であり従つて援護対策も多岐に亘ると思われがこれに即応するような方法が必要である。母子会の結成は殆んど各町村に設置されつゝあるようであるのでこの盛り上つた機会に積極的対策を樹立すべきで

ある。尙お縣は母子会結成町村一千百ヶ町村の予算を計上の趣きなるも縣下全町村分計上方を望んでいる。

二五、同和事業対策について

同和事業対策協議会(仮称)を設立し一般社会の啓蒙とこれが改善事業をなさんと種々計画しているようであるが、啓蒙運動の経費さえ皆無につき当局は善処すべきである。尙お氣高地方事務所においては憲法の主旨からして前記協議会を設置すること自体が差別を意味することとなるので目下考慮中とのことであつたが一考すべき問題であらう。

二六、各種事業に対する補助金及び交付金の経理並に事務査察の励行について

一般に放漫にされている傾向にあるので査察の励行に努むべきである。

保護費の経理状況

各町村

兒童福祉措置費及び施設費

施設管理者

保護施設

同

(主として町村)

国保給付状況

町村国保組合

農地改革事業費
農業調整委員会費

各町村農地委員会
各町村

二七、経済課の機構改革について

六係四十名乃至八十二名を擁する各地方事務所経済課は数え切れない程の各種業務を掌理しているがこれを統轄する課長はそれ等の事項を掌握することは極めて困難である。従つて特別重要事項以外は係長委せと謂つた実情であるので東、西伯程度は農林課、農地課に分離して夫々専門的立場において執行せしめることが効果的であり課の統一を図る上においても良策と認めらる。

二八、経済課庶務係の活動強化について

各地方事務所的首標係は係長以下四名乃至五名を擁し事務は物資配給、露天営業許可、觀光、貿易、中小企業対振興策、向協同組合育成指導、水産業務、地代家賃統制物價と何れも重要施策を一応管掌しているが、その執行内容は到つて空虚であり同係は重要な存在價値を有していないようである。縣もこれら事務事業に

対する指導方針を明示せず又経費も殆んど与えていないがこれら重要施策は第一線機関をして活潑に活動せしめるべきである。

二九、農業行政関係機関の連絡協調について

総合農業行政機関の設置については現在検討中の様であるが地方事務所農業行政の中殆んどが主要食糧の割当供出に迫れ勝つようであるが、今後は総合的農業経営或いは増産対策に重点を向けなくてはならない。而して現在県のこれ等担当機関として農務課あり農業改良課あり出先機関の農事試験場あり農業改良普及事務所あり、又その他に縣販連や農業共済組合技術員等があるが、指導方針或いは意見施策等が必ずしも一致せず又連絡協調も密ではないようであるがこれ等の各機関の縦横の連絡協調により一貫した計画方針或いは施策を樹て強く農業振興対策を生み出すよう心掛けるべきである。

三〇、農業振興対策について

農村恐慌に対処する農業振興策は全国的農家の生死浮

沈にかゝわるものとして施策を待望しているが、これが対策の一環とする基本調査を必要とし岩美地方事務所において執行し、八頭地方事務所も過般來漸次着手に移しているが本調査を完了し本格的實踐迄に進捗した場合その効果は期して待つべきものがある。しかしこれは一地方一地域のみ力にて行う場合中途挫折し易いので縣を一丸したのものとしなければいけない。現在前記兩地方事務所も経費面で困難を告げているようであるが農村経済は逼迫し農業危機に直面している今日、縣においてこれ等基本的振興対策を急速に採り上げ重要政策として推進されるべきである。

三一、農村工業奨励の強力活動について

農村の経済更正の一環とする農村工業の奨励は喫緊事であるが各地方事務所の奨励活動は余り活潑でない。縣の指導内容も余り豊富とも思えないが、第一線機関としては地域の特産品の生産加工奨励とその技術指導或いは運営方法、資金の斡旋、販路の開拓迄の一貫した指導をすることが必要である。しかしもしこの指導

を誤まり中途半端なものに終れば逆に農村経済の破綻を來すことになるので確固たる指導内容を持たなければならぬことは当然である。縣販連には農村工業部も設けられているのであるから縣としてもこれ等と協調して指導奨励の施策を講ずべきである。縣總体的には澱粉加工、搾油等がなされており又地域的には福部村のラツキョの生産加工が特筆すべきものである。

三二、煙草耕作面積について

特用作物中煙草については各地方事務所共相当成績を挙げ農家収入として喜ばれており、耕作希望者も年々増加の傾向あるにつき縣においてはこれが割当面積の増加獲得に一層努力すべきである。

三三、水産行政について

水産行政は全般的に縣が直接執行しており地方事務所に対して何等纏つた連絡もないようである。従つて漁村を対照とする諸行政を執行する場合水産行政に関する限り周知してないので適正円滑な執行も出來得ない訳である。最近改正漁業法は施行され漁業調整委員

会も設置される等水産行政の一転機でもあるので漁業協同組合の育成指導監査或いは漁業振興対策その他一般水産行政を第一線機関に執行せしめることは他の行政との関連性から謂つても必要のことである。

三四、縣行造林地及び分收造林地の手入について

縣行造林地及び分收造林地に対する手入は縣の積極的な措置が行われていないため民間造林奨励にも悪影響を及ぼすので至急措置を講ずべきである。

三五、木材検査の再開について

木材検査は八月三日附の木材検査條例公布により再開出されたのであるが、これに配置する検査員は総員数二十一名であり従來の検査員数に比較すると大巾に減員されている。譬えば日野郡の場合専務五名、木炭検査を兼務するもの四名であつたものが僅かに二名と謂つた状況である。従つて従前できえ検査が洩れ勝ちであつたものが減員により更に検査を不充分にする恐れは免れ得ないので、暫くの実情を検討した上で増員の措置をとることも必要であらう。要は検査目的を完

遂するにあり、手数料を採らんがための検査に終らせ
ないよう指導すべきである。

三六、所管事務の実情把握について
最近の人事異動や権限の一部移譲による事務引継が不
充分等のため管内の所管事務事業の実状に暗く又何等
の資料をも得ていないものに次のようなものがあるが
これでは完全なる事務事業の遂行を期することは困難
である。

- (1) 開拓事務 (岩、西)
- (2) 耕地事業に対する町村工事の実態 (各郡)
- (3) 畜産関係事務 (日)
- (4) 農協事務 (各郡)

三七、農地調整法に基く許可、認可事務について
所有権の移転、農地の潰滅、小作地の返還引揚等の許
可、認可を受けるのに縣委員会等の関係で相当日数を
要している。又副申進達の場合現地につき調査を必要
とするものが旅費僅少のため書面審査に陥る傾向が
ある。以上の三点について配慮が必要である。

三八、農地の交換分合に要する経費について
縣下指定候補地に対する事業費並に指導経費の配付が
全然ないため事業執行に困難を生じている。

三九、小作契約の文書化の促進について
各所共町村農地委員会の指導によつて実施されている
が余り捗々しく進んでいない。これは国よりの小作料
額未決定による関係もあるが自作農創設以後におけ
る新契約のものについては文書化すべく強力なる指導
が必要である。

四〇、耕地事業費の予算令達について
事業費の令達が遅れるので事業の進捗状況に適応した
支払が出来ないために施行者に迷惑をかける場合が多
い。又工事の認承が時期的に遅延するため着工が遅れ
ているものが多い。

四一、農山村を対象とする耕地事業等について
昨今の農山村経済は益々逼迫しつゝある事情からして
農山村民の自力では到低耕地関係事業或いは砂防林道
等の森林土木事業をおこすことは不可能と見なければ

ならない。しかるに小規模土地改良事業に対する匡庫
補助は昨年度より全面的に廃止せられ一頓座を來して
いるようである。他面失業救済事業は都市中心で行わ
れているが農山村にも失業者は相当数ありこれ等失業
者の救済要望の声もあるものでこれと併せ考へ單獨縣費
による前記事業をおこし農山村の福祉と経済更正を圖
ることが必要である。

四二、農業協同組合指導監査について
各地方事務所共二十四年度は積極的指導が行われてい
ない。又本年度から専従職員が一名配置されているが
本庁からの権限移譲の範囲が未定のため未だ実施して
おらず事務的に等閑にされている。

尙東伯、西伯兩地方事務所は管内町村数から謂つて職
員一名では不十分である。

岩美地方事務所 昭和二十五年七月十三日十四日
八月八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一

同 保木本 徳 太郎
同 倉 繁 良 逸

総務課関係
一、町村指導監査については昭和二十四年度中に於て漸
く三ヶ町村を施行しているに過ぎないが本年度は今少
し積極的にこれが実施すべきである。

二、貯蓄奨励については消極的のようであるが、農村経
済更正に対処して積極的奨励が必要である。特に学校
方面への啓蒙を行う等努力を切望する。尙貯蓄組合の
名簿を設け常に動向を査察することが望ましい。

三、保育所の設置については現在岩井町に一ヶ所あるの
みにて他町村にも相当設置の要望あるやに見受けるの
でこれが設置の促進を図りたい。

四、同和事業対策協議会(仮称)を設立し、これが事業
実施の予定のようであるが、指導啓蒙経費皆無につき
当局は早急配慮すべきである。

五、保護施設としての授産場が郡内三ヶ所に設置されて
いるが、これが内容は休止のもの或いは経営の成り立

00767

たないもの等あるにつき、これが指導に万全を期されたい。

六、蒲生村大字洗井字蕪島の火災については、当時災害救助法を発動し救助には遺憾なきを期したようではあるが、住宅については今尙相当困難をしているものと思はれるので、資材、資金の面、特に住宅金融公庫の融資或いは余裕住宅の解放等強力に援助致されたい。

七、国民健康保険普及状況は中止並に未設置を合せ、九ヶ町村あるようであるが、これが原因は何れも運営困難のためである。指導方針として一部事務組合として運営させるべく計画されていることは結構であり、延いては、町村合併或いは中学校統合等の繼りが出るものと思はるので將來一層の努力を望む。

八、予算経理は不正、不都合と認められるものなく良好に処理されているが特に左記の点留意すべきである。

(1) 米子博前亮券、売却宣傳用自動車借上料、七千円を警察消防費、通信費中より支出したり、又宿直室用のDDTを林業費、公有林野分收造林費で購入し

てあるのは何れも適当でない。

(2) 年度末に頻繁に出張していたり、郵券を一時に十万円購入したりして予算消化に吸々とした面が窺れたが、これは年度末に予算令達があつたものと思ふも今後経費の節減に意を用うべきである。

九、本所に各種物品保管倉庫一棟(瓦葺三、七五坪三十余年以前に設置のもの)があるが、現在縣稅滯納差押諸物件も保管し、益々狹隘であり又腐朽も甚だしい状態にあるので、盜難、紛失、濕損等防止の上から再建築備の要を認めたい。

一〇、事務の処理状況は大体整理され良好と認めるも左記の点今後注意すべきである。

(1) 各課係を通じ書類編纂上の種類別及び年度別整理、索引記入、保存期間の明示等につき今後注意すること。

(2) 書類の受付より施行迄の間今少し迅速処理のこと。

一、農業振興計画として農家經濟の窮乏打開策及び地方

經濟課關係

00768

産業の改善發達を図る目的を以つて、農業振興対策委員会を組織各町村の基本調査を実施して着々実績に向いつゝあり、他郡に魁けたる企画として賞揚すべきであるが、今後中途半端に陥らしめないよう格段の努力を希望するものである。

二、漁業協同組合の指導監督については地方事務所規程により地方事務所の分掌事項なるにも不拘、縣において行い、地方事務所は関与してはいないようであるが、改正漁業法の施行を機会に管内漁業協同組合の指導、育成並に現地水産行政全般を地方事務所において行いが適切と思考さるので縣の考慮が必要である。なお当所には以前専任技師配置しありたるも、中途欠員となり、その際定員引揚げとしたようであるがこれを復元補充して、前記の如く執行せしむべきであろう。

三、昭和二十四年度主要食糧の供出については何れも一〇〇%を突破し、殊に麦においては四一・一%の好成绩を挙げているのは所長を始め関係者の努力によるものとして賞揚すべきである。

四、食糧増産には苗代改良、園芸作物増産には果樹並に蔬菜、農村工業(福部村のラツキヨ)と何れも相当成績を挙げつゝあるが今後は供出よりも生産方面に重点を置き指導督励に一層の努力を希む。

五、煙草の割当面積は本郡は四町歩に過ぎない小面積なるも耕作希望者は年々増加の傾向につき縣において割当増産方善処せられたい。

六、農業協同組合中不振組合は本部においても六割程度はあるようであり、これらに対しては緊急整備、計画を樹立し役職員の再講習、或いは組合員の認識昂揚のためパンフレット、リーフレットを配布する等努力しているが、これが指導監督には今一層の努力を切望する。成器村及び富桑農業協同組合は昭和二十四年度總會未開催であるが至急開催せしむべく指導の要あるものと認めたい。

七、学校造林については緑化運動と造林五ヶ年計画と合せ昭和二十四年度に於いて二十町歩を実施し本年度においても四十五町歩を計画中のようであるが、これが

目標達成には一般的造林意欲の昂揚徹底と青少年に対する恒久的啓蒙宣傳が必要であらう。

八、保安林伐採許可が遅延の傾向にあるので迅速に処理すべきである。なお伐採その他実態に異動を生じた際は嚴重に台帳に記入、整理すべきである。

九、農地売渡買収事務は順調に行われているが、現在売渡買収十六回を完了これに対し登記事務は著しく遅延し十三回のもの着手中のようであつたが急速に登記事務を完了すべきである。

なお小作契約の文書化についても同様促進を図る要を認めた。

一〇、町村農地委員会に対する経理指導は執行されておらず、又町村経理状況の掌握も充分でないが農地係として管内町村農地委員会の経理面の実態は充分承知し置くべきである。

一一、農地調整法に基く昭和二十五年許認可申請五十六件を受理していたが事務的に現地調査未了のため抛擲され進捗未済であつたが急速調査の上進達処理すべ

きである。

一二、本年度より新に開招事務専任職員一名配属されているが、配属と同時に発病し、現在なお長期病欠中であり事務が遅延している。特に宇倍野地区開拓事業において現地実測の未了のため個人売渡計画ができず抛擲されていたが事業促進上本庁主管課と連絡し措置を講ずべきである。

なお管内開拓関係入植施設、資金、労務等主要実態の掌握が不充分である。これら諸調査をなし記録し置くことが緊要である。

一三、畜産関係書類は一層嚴格に処理すべきものと認められた。畜台帳の整備を要するもの或いは一般文書の処理の遅れるもの又報告書類が著しく遅延し再三督促され、報告しているものがある。なお、畜生産検査手数料の収納措置が著しく遅延しているので収納の迅速化を図るべきである。

財務課関係

一、昭和二十四年度事業税及び特別所得税の再審査請求

は賦課決定人員五、九〇五人に対し二、八二八人(四割八分)の多人数に達し、しかも再調査の結果は殆んど更正減額している現状である。これが原因は当初の調査が疎漏の結果と認められるので慎重に調査し課税すべきである。賦課の公正が徴収に及ぼす影響を考慮すべきである。

二、当所管内の常設興行入場税は米子地方のそれに比較し、概ね順調の様であるが臨時開催興行のもの、收納は不成績で徴収に困難している。現在滞納のため告発しているもの二十二件、税額三十万八千余円あり未解決である。これが徴収整理に格段の努力を希望する。

三、徴収事務は大体整理されているものと認めるが左記の点留意されたい。

(1) 主任出納員は各徴収員より徴収金の引継を受けた場合預金として、相当期間(大体十五日前後)保管し一括払込んでいりも適法でない。

(2) 右の払込遅延は各徴税員の税目仕訳作成がその時になされていないためのものであるが、遅くとも徴

收後一兩日中に作成払込むようにすべきである。

(3) 納税者よりの分割納付の場合徴税員の仮領收書により領收し完納迄預金保管しているが、その都度仮滞納整理カードにその旨記入し正規の通り引継払込すべきである。

(4) 税外収入で飲食営業許可手数料二件二千三百円未收であるが至急納入せしむべきである。

(5) 各徴収員に交付する現金領收証は交付簿により整理すべきである。

八頭地方事務所

昭和二十五年七月二十七、二十八日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	柳 谷 保 一
同	保 本 徳 太郎
同	倉 繁 良 逸

総務課関係

一、町村の指導監査については町村長更迭の際には指導の立場において必ず監査する等他の地方事務所比し

相当努力し成績を挙げている。特に監査と同時に町村勢の実情を調査しているが斯のような調査は事務所業務遂行上貴重な資料を得ることになり一石二鳥の措置として賞讃に價するものがある。しかし管内町村数から見れば未だ充分とは謂えないので各町村年一回位は実施が望ましい。

二、管内国中村に設置の縣立厚生寮には現在五世帯收容しているも、便所並に炊事場がなく不完備であるために特に火災の心配もあるので速かに完備の要を認む。尙本件に關し総ては事務所を経由せず縣と地元村との交渉により処理されていることは適當でない。

三、厚生事務の処理は總体的に順調であるが、管内厚生事業実態の把握が不十分である。努めて保護の実態を把握し管内町村別保護均衡調査等を行い以つてその適正化を図るべきである。

四、町村における保護費は縣及び国からの助成が遅延する關係もあつてその支給が遅延し勝ちであるが、これは被扶助者の生活に大きく影響を与えるので定日支給

するよう町村を指導すべきである。

五、管下の国民健康保険組合の設置は低調にして又設立八ヶ町村の組合は保険料滞納のため運営に困難を極めていた状況であるが、これ等不振組合に対し積極的運営指導をすると共に未設置町村の国補の意義啓蒙に一層努力を要するものと認める。

六、生活困窮者その他に対する援護物資の配給は円滑に行われているが、その授受を一層明確にしでき得れば町村長受領印とともに各人の受領証も徴し添付するよう指導せられたい。

七、厚生關係書類並に例規類の編纂保存並に年度区分等不分律であるので一層嚴格整理すべきである。

八、貯蓄奨励に關しては余力を入れていないようであるが、農村更生の基盤とするためにおいても強力に奨励すべきである。尙一見して解る貯蓄組合名簿を作成し置くことが望ましい。

九、会計事務は概ね適正と認められたが支払書類の嚴格精査の要が認められるので今後留意されたい。尙出張

並に超過勤務命令簿と出勤簿が重複しており又出張宿泊中内宿直勤務を命じているもの等不合理の面があつた。

經濟課關係

一、管下若櫻町諸鹿の開拓道路は昭和二十三、二十四兩年度に於て僅か八百八十九米の進捗に過ぎず、残工事四、六二三米の開通には尙相当の歳月を要するものと推測される。加うるに二十五年度は中止されるに至つたようであるが、これは入植者の開墾意慾に影響するところが大きいのでこれが進捗方要望する。

二、林道關係本年度縣予算には一般林道一九、七一九、〇〇〇円、奥地林道八、八一二、五〇〇円(工事費)が計上されているにも不拘、八頭郡内施行予定は僅かに一般林道八六九、二〇〇円、奥地林道二、九〇〇、

〇〇〇円にすぎず、縣下最大の林業地を有する八頭郡の林産物搬出施設としては余りにも微々たるものであるので考慮すべきものと認む。

三、保安林伐採許可は申請してから相当日数を要してい

るが急速に処理すべきである。

四、八頭地方農業振興対策としてこれが準備委員会を設置しこれに活動機關の推進本部を編成、モデル指定の数ヶ村の実態調査を開始しているが、これは若美地方に次ぐものとして括目するものである。現在実施経費にして管下町村より負担金を拠出せしめているが縣も傍觀せず援助すべきものと認められる。折角企図したる本事業を中途半端に陥らしめない様格段の奮斗努力を希望致したい。

五、農地關係事務の執行状況は良好と認められた。特に町村農地委員会の経理指導並に補助金監査を行い改善箇所を指適し指導しており又關係書類は整然とされていることは他所に比し良好であつた。但し小作契約の文書化促進については今一段の努力を要すべきものがある。

六、耕地事業個所別設計書並に關係書類の整備は良好と認められた。

七、畜産關係帳簿並に台帳は概ね良好に整備されていた

00772

が、事務上の書類手続きに所長の決裁がないものが相当あつた。重要書類は所長の供覧又は決裁を得て処理すべきである。

八、し着検査手数料の収納措置は他所に比し良好であるが尙一層収納の迅速を図るべきである。

九、農業組合関係書類の編綴保存は索引を附し嚴格に処理すべきである。

一〇、林務関係書類の処理日数が永い迅速処置が望ましい。尙人夫の就労簿と出勤簿が一致しないので整理を要す。

財務課関係

一、昭和二十四年度縣稅滯納繰越類は五六八、六七五円余であるがこれが徴收については財務課総動員にて新地方税法による賦課徴收開始期迄に徴收整理すべく奮励中であつたが折角努力を望む。

二、徴收現金の引繼は徴收当日或いは翌日に主任出納員へ引繼を了しているが、縣金庫払込が徴收引繼後二、三日間要しているので成るべく迅速に払込むよう努力

すべきである。
三、滯納処分費の節減については滯納者の負担の面から充分留意された。

四、入場券の受払簿がないのでこれを設け嚴格に記帳し置くべきである。特に臨時興行の場合の受授が明確を欠くものがあつた。

氣高地方事務所 昭和二十五年八月三、四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一

同 保 木 本 徳 太 郎

同 倉 繁 良 逸

総務課関係

一、当事務所は相当高地にある爲め火災発生の場合、消防ポンプに余り期待出来ぬと思われるのでこれが対策として、動力式による揚水ポンプと構内に防火水槽を設置することが緊要である。

二、地方税法の改正後における町村財政を比較検討し、これが資料に基き講習会、研究会等を開催し町村財政

00773

の混乱を排除すべく努力していることは機宜に適した措置として賞讃したい。しかし管下各町村の全般的の指導監査は年一回位は実施すべきである。

三、管内神戸村大湯棚部落の大火災の際、当時本縣初の災害救助法が適用されたが、わずか一戸を残す外全戸焼失するに至つた原因は、地理的に悪条件であつたことは事実であるが、こゝに大きな問題は防火対策が不完全であつたことである。即ち災害救助法による町村分隊の訓練不十分である。本郡には町村分隊を設置してない町村が相当あるようであるのでこれが設置を至急勧奨し又訓練に遺憾なきを期し一朝有事に備へるべく指導方要望する。

四、貯蓄奨励は余り活潑と謂えないのでその積極的指導を希望する。尙本件書類は整備の要もあるし又貯蓄組合名簿も作成しおくことが望ましい。

五、厚生関係事務の処理は一般調査報告事務に追われ、管内厚生事業の実態の把握が不十分の点が見られるが尙民生安定上の各施策も十二分の活動がなされてい

ないので、努めて保護施設等に対する現地指導を必要と認める。尙書類の編綴保存については遺憾の点が見受けられたので索引を附し整然とすべきである。

六、二十四年度生活保護費の総支出額は九百七十六万六千余円であつて、最低基準額の数次に亘る改定に依り保護費は増嵩しつゝあるが、一面町村財政に及ぼす影響も大である。又この総支出額中国、縣負担額三月現在五十一万二千余円を一時町村立替で賄われていたが町村財政窮乏の機早急なる精算を要望していた。尙支出内容の適否、保護費の流用或いは濫給、洩給防止のため年一回は全町村の経理監査を執行すべきである。

七、生活困窮者援護物資の配給事務は嚴格にして置くべきである。一件配給書類はこれを一括して受配から配給割当及び授受を明確にし、特に個々の未端適正配給迄確認することが緊要である。

八、会計事務は概ね適正に執行されているが一般に支払証憑書の精査が不十分の点が見受けられたので今後嚴格なる精査の要を認める。

00774

- (1) 一般支払事務が遅延の状況である。予算令達の關係もあろうが努めて支払の迅速化を図られたい。
- (2) 物品購入は努めて競争見積により購入されたい。
- (3) 出張命令の厳格を要す。同一人が重複出張を命ぜられていたるものも又命令簿と出勤簿不突合のものが散見された。

(4) 女子職員に対する超過勤務命令は一日二時間、月平均二十四時間以上命令しているのは労働基準法に抵触し違法である。

経済課関係

- 一、農村経済不況を打開する爲め郡自体の実情に適合した農業振興総合計画を考慮中のようであるが、早急に実現せしむべきである。
- 二、蔬菜、青果物の生産出荷等について大阪輪旋所との密接なる連絡が充分でないので今一段と緊密にして生産、出荷等について抑制調整を図り、畑作の合理化を指導することが望ましい。
- 三、製紙企業連帯の青谷、日置等の企業振興及び組合の

- 育成指導には一層努力が望ましい。尚工業試験場との繋りをつけ技術指導、経営指導にも努力すべきである。
- 四、露店営業許可は審査委員会の決定によるべきであるにも不拘所長の専行で処理していることは妥当でない。
- 五、保安林伐採許可は申請から許可指令交付迄の期間が永い。今少し迅速に処理すべきである。
- 六、農地の交換分合についてはモデル村として大郷村及び日置谷村を指定しているが、本事業は他の地方事務所管内には相当難色が見受けられるので管内の成績如何が他に影響するところ大である観点からして指導督励に一層の努力を希みたい。
- 七、農地関係書類は年度区分を明確にし買収先渡回数毎に劃然とし編綴し置くを要す。尙町村農地委員会補助金交付に際しても町村別一覧表を作成し、その交付状況並に経理状況を明確にすると共に町村農地委員会の経理指導を爲すべきである。
- 八、耕地事業個所別設計書並関係書類は整備されていたが、この内單縣事業の縣指令が遅れたため設計書と実

00775

態に不合理のものが見受けられた。例えば三月三十一日縣指令、即日着工、竣工となつてゐるもの等があつた。又係職員の受持区域工事の進捗状況並に各種調査事項中重要と認められるものは努めて記録し複命し置くべきである。

九、畜産関係職員は一名の關係もあつて事務処理に不完全と認められるものが多い。特に關係例規に依る事務処理は殆んど行われていないので今後嚴重に事務促進を図るべきである。

一〇、し畜検査手数料の収納措置が著しく遅れており、徴収要領は検査終了後相当期間経過後郡畜運より一括徴収している關係で収納の迅速化を図るべきである。尙左記の点至急整理されたい。

A し畜台帳を作製整理されたい。

B 町村よりの生産報告を完全に徴していない。

C 生産検査の復命が検査終了後二ヶ月位遅れている。従つて手数料調定収入が遅れ該年度に収納されてい

D 關係書類編綴が不備で書類の完結、未完結が不分明である。年度区分を明確にし嚴重処理を望む。

財務課関係

一、納期内の納税督励については本郡は相当努力していることは喜ばしい。しかし従来兎角年度末に一時徴収する傾向が見受けられるのでかえつて納税者の負担を重加せしむることとなるので、万難を排して納期都度の督励を行い徴収の完璧を期されたい。

二、事業税の課税再審査請求による更正減額件数が多く特に第一種分は当初課税件数の三割近くもある実状から見て、当初の課税調査を嚴格にし一旦課税したものを再審査により減額するが如きことのない様最初から適正課税することに留意すべきである。尙審査による減額決定書に減額理由の記載していないものが多かつたので嚴重に記載する様にすべきである。

三、滞納処分による物件引揚経費を通信運搬費にて支出し弁償金として徴収していないものがあつたが妥当でない。

四、積生産検査手数料の収納は畜産係よりの正規の報告書により調定収入する様留意すべきである。

五、徴収現金の引継が嚴重にされていないため個人別個々の現金領收書と復命書が符合していないものがある。又主任出納員の手持保管が永く従つて金庫へ払込みが遅延しているので適當でない。今後嚴重なる現金引継ぎと急速に縣金庫への収納措置を爲すべきである。

六、滞納税金の内入金の場合徴収員個人の受領証を發行し一時保管しているが仮整理票を作成し速かに収納措置を講ずべきである。又延滞金免除については徴収員の獨断であつて甚だしきは現金領收書の受領月日を遡り發行しているが如きは適正と認め難い。

東伯地方事務所

昭和二十五年八月十七、十八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 木 本 徳 太 郎

同 柳 谷 保 一

同 倉 繁 良 逸

総務課關係

一、管内には最近東郷村松崎村の合併問題、古布庄村の中学校組合問題、三朝村庁舎の移築場所の問題等村民間に相当深刻な紛争を続けている現状であるが、各町村財政の実態から考へる時事前指導が急務であることを痛感するものである。本所は昭和二十四年度中に於いて漸く三ヶ町村の指導監査を施行したに過ぎないので本年度は今少し積極的にこれを実施して町村行政の円滑なる運営を指導すべきである。

二、管内における町村合併の氣運は羽合地方を初め多数の町村に自主的の動きが見えつゝある模様であるが、この際地方事務所としても強力にこれが推進指導を爲すことが望ましい。

三、管下には国民保険直営診療所設置が四ヶ町村あり運営については何れも良好のようである。今後の国保指導は直営診療所を重点とした方向に持つて行くべきではなからうか。

四、町村起債申請に際しては当所は町村より提出の資料

書類の取次程度のようにあるが、地方事務所としてはその内容につき検討し下調査の上縣へ進達することが望ましい。

五、廣報關係事項の通達或いはポスター等廣報用印刷物の發送が遅延の傾向にあるので迅速処理に留意が肝要と認む。

六、団体等規正令による諸団体名その他所要事項を登録したる名簿(控)を設け緊急の場合に対応する用意が望ましい。

七、厚生關係の管下実態把握が充分でないようであるから常に町村を督励し、又事務指導と経理監査すると共に随時現地につき指導調査を爲し適正にして円滑なる執行に努力すべきである。

八、會計経理は適正と認められたが左記事項については今後充分留意し処理すべきである。

九、各課係の事務の処理状況は概ね良好であるが特に左記の点今後注意されたい。

- (イ) 縣よりの予算令達が見角遅延する關係もあつて年度末頃は予算消化に吸々とせる跡が窺われ無理な予算執行をしているものがある。例えば年度末に郵券十六万円を一時に購入しあるが如きである。今後は充分留意すべきである。
 - (ロ) 物品購入の際は総べて競争見積により購入することと留意すべきである。
 - (ハ) 備品出納簿の記帳が最近なされていないので記帳整理すべきである。
 - (ニ) 女子職員の超過勤務は勞働基準法により過誤なきを期せられたい。尙手当支給に誤謬のものがあつたから留意せられたい。
- 九、各課係の事務の処理状況は概ね良好であるが特に左記の点今後注意されたい。
- (1) 文書の受付、決裁、施行迄の期間の未いものが見受けられたので迅速に処理すべきである。
 - (2) 文書の編纂、分類区分、保管期間等について整理とすべきものと認められた。

00778

経済課関係

一、農業振興対策については一般農作物の外換金作物、園芸作物、有畜農業、養蚕等多角的総合経営の指導に重点を置き努力していることは結構である。即ち果樹類の五ヶ年増反計画を樹て特に西瓜の増反増収は本年顯著の成績を収めつゝあり、当地方の特異な光彩を放ちたものとして特筆すべきである。

二、飲食営業許可手数料未収五件(五千円)は急速に收納すべきである。尙本所は許可証の交付及び手数料の徴収を当該町村に依頼しているが、他の事務所の如く直接本人につき手数料収納と引換に許可証の交付する方法が正確且つ迅速と認めるので右により措置すべきである。

尙営業許可台帳(控)を作成し置くことが望ましい。

三、水産関係業務は縣が直接執行しているので何等関知しておらず漸く断片的に書類の取次程度である。相當数の漁村を管轄している当事務所が水産行政に何等関知していなことは遺憾である。今後新設されんとして

いる漁業調整委員会事務所を当所に置き一般水産行政と漁業協同組合の育成指導に活動致したい要望もあるが、縣は水産行政を地方事務所からオミットしていることは適當でないと思う。これは本事務所のみでなく各事務所同様であるが、他の行政との関連性からしても少くとも八頭、日野を除く外は地方事務所執行せしめるべきであつて早急考慮すべき事柄と思ふ。

四、早害恒久対策事業(施計個所小鴨、安田、赤碓)は實際の工事施行時季と書類上の施行時季に齟齬があつたが日むを得ざる面もあつたので今後につき嚴重留意すべきである。

五、農地の買収売渡登記事務は殆んど完了しているが北谷村耕地整理地区四百五十八町歩の内約二町歩換地処分未了のため未登記のようであつたが、村当局を指導し急速換地処分を施し登記を了すべきである。

六、農地調整法に基く認可、許可事務は申請書受理後進達迄相当日数を要しているが迅速に実情調査し処理すべきである。

00779

七、保安林伐採許可が申請から許可迄に遅延の傾向にあるので今少し迅速に処理するよう留意すべきである。

八、造林思想の普及を図る意図のもとに営林署、縣森連、町村森林組合等の後援を得て昭和元年より二十三年迄の造林品評会を実施し好評を得て目的達成に貢献したことは最近他管内に例のない企画として特筆すべきものと思ふ。

九、し畜生産検査手数料は検査当日係員が徴収し著しくは検査終了後三ヶ月位現金保管していたが、検査終了都度迅速に收納措置を講ずべきである。

財務課関係

一、滞納者中当所管外(縣外)に転出のため、昭和二十二年五月二十九日以降各官庁に囑託せる税額は二四、七三七円延人員一〇七人にして今日迄回答なく未処理となつてゐるが、各地方事務所とも同様これが滞納額は相当額に上つてゐるので縣においてこれが処理方法を考究すべきである。

二、昭和二十四年度縣稅滞納繰越額は五、六六一、〇〇

〇円余、人員において五、二五九名であるが、此れが徴収については整理予定期間を定め差押物件の引換等を目下実施中であり相当成績を挙げつゝあるようである。所員の御苦勞を多し折角努力を望む。

三、事業稅の再審査により更正減額されているものがあつたが、当初賦課の際調査を嚴格にして賦課の適正に留意すべきである。

四、鑛區稅の滞納は相當件数あるが廣島通産局へ權利の抹消を依頼、差押件数三十八件の多きに及んでゐる。

五、徴收稅金中、町村取扱費及び徴收交付金は町村の請求にて交付しあるも條例に基礎を求めていない嫌がある。大体取扱費、交付金等の支払は各所共嚴格なる計算がなされていないようである。

西伯地方事務所

昭和二十五年八月二十四、二十五日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 保 木 本 徳 太 郎
同 柳 谷 保 一

00780

事務課関係

同 倉 繁 良 逸

一、管内には最近町村政上の諸問題が起つてゐる。即ち淀江町長選挙紛争問題、縣村の村民税問題、佐野川発電所設置問題等々であるが、地方事務所に於いては指導監査計画を一応樹て実施すべく努めているも手不足のため、昨年度の如きは漸く二ヶ町村を実施しているに過ぎない。最近の町村行政指導監査は最も重要事項につき万難を排し積極的にこれが実施を希望致したい。

二、管内の国民健康保険運営状況は他郡に比し最も成績が悪い。現在事業継続実施町村は僅かに二ヶ村にして他町村は何れも町村財政の困難性から中止のようである。今少し強力に啓蒙指導して組合再建に努力すべきである。

三、民生委員指導については町村協議会、地区ブロック協議会に漸く列席する程度であつて積極的にないので、民生委員をして常に保護家庭の生活状況を調査せしめる等、民生委員活動の指導について活潑なる措置を要するものと認められた。

四、予算経理は円滑に処理されている。しかし地方事務所費、需要費中で四万三千余円の多額を彼は流用していたが努めて流用は避ける様留意すべきである。

五、備品で夫々の職員使用のものは貸与簿により個々の貸与とし責任範囲を明確にして置くべきである。

六、物品の購入は凡べて競争見積により購入する様留意された。

七、各課の事務の整理状況は概ね良好に処理されていたが左記事項については今後注意を要するものと認められた。

(1) 本所書類の閲覧決裁は関係各課長が総べて所長の代決をし殆んど所長は見えないし、偶々後関となつてゐるものでも閲覧してないが可能なる限り所長の閲覧決裁を得べきである。殊に重要なものは特にその要がある。

(2) 女子職員の超過勤務については労働基準法に基づき実施された。

(3) 文書起案より施行迄の日数が相当経過されている

00781

ものが散見されたので処理の迅速を期せられたい。

八、厚生事務の処理状況は他に比し良好に整理され報告書類等も指定期限内に処理され良好と認められた。しかし管下町村の厚生事業については随時の指導検査等が行届かず実情把握が充分でないために渡村に扶助費の不当支出と謂つたことも生じた訳で、末端の査察も厳にして管下の実情を把握すると共に、努めて濫給、漏給の防止に心掛けるべきである。尙町村別保護費の実施状況を八月現在で調査していたことは結構であり、これを見ると一八月平均最高一千二百五十円、最低一百八十一円と謂つた状況である。今後生活実態に即応するよう町村保護実施の均衡を図ることが望ましい。

経済課関係

一、美保地区元軍用地耕地約三六町歩中、内九〇町歩は夫々の手続をなし売渡を完了し居るところ、返還手続に齟齬ありたるもの如く、本年六月にいたり連合軍々用施設の拡張計画に伴いその区域が未返還であることが判明し関係農民の死活問題を起し目下関係当局

に返還手続の促進を計つてゐるようであるが、今次の軍用敷地拡張の予定面積は約一〇町歩の趣きであり、この区域には既に作付をなし居る等その補償問題を生じてゐる模様である。縣当局は早急解決すべきである。

二、弓浜地方十二ヶ町村は人口稠密にしてしかも農家の経営は零細であり従つて出稼の多かつた地方なるが、終戦後引揚者、戦災者等帰農する者頗る多く益々生活に危機を加へつゝある状況からして、今回関係町村長を初め町村議長、農業協同組合長、その他関係団体長等一丸とした弓浜経済振興委員会を設立し弓浜地方経済の総合復興を期すべく着々準備中のものである。

幸い縣関係当局の指導の下に大山地域綜合開発計画と相俟つてその活動方針を樹立しつゝあるが折角努力し成果を期待するものである。

三、本管内露店営業許可及び飲食営業許可は相当件数あり、その許可の審査も最も厳密にして適正処理をしてゐることは他の事業所に比し極めて良好なるものと

認めた。

四、地方事務所における経済課庶務係は總体的に重要事項を担当せしめられているが、裏付経費なく又縣が直轄している事務が多いため当該係の存在を軽視され勝ちであるが、本所庶務係はこれ等事務に替えて前記飲食営業及び露店営業の許可事務並に水産業務を主管せしめ且つ経済課の人事、予算、経理を統轄掌握せしめて課の中心とし、課内各係の連絡調整に意を用い実施に移しつゝある点他所に見られない点である。

五、水産業務は境港を控え又廣範な沿岸を管轄しているも縣が直轄執行しているので余り関知していない。一方検査員の不足の爲め水産物加工検査にも行届かざる面があるが、検査洩れを防止する爲めには今一名程度の増員を必要と認める。尙書類の編纂は年度別種別に整然と爲し置くべきである。

六、農地關係の認可、許可事務は現地調査事務費(旅費)を僅少で充分現地調査を爲すことが困難な状況であり、二二三ヶ所纏めて調査するとか一部には町村委員会提出

の意見により書面検討を余儀なくすると謂つた不合理の点が窺われたが、今後は調整法の完全履行からして意見書により実態の調査に基く許可、認可が必要である。

七、各町村農業協同組合に対する指導監査を法の改正に伴ない実施する様になつたのであるが、現在の処緩慢であるので積極的な指導監査を実施すべきである。尙専任職員各郡一名であるが本郡の如きは一名ではその完璧を期せしめることは至難と認む。

八、各農業協同組合からの定款変更、会議録等の報告を受けているが町村別に区分し変更都度整理し置くを要す。

九、農業協同組合年度事業報告を徴しているが二十四年度分四十六組合の内二十三組合提出、不提出十三組合ある。未提出組合を督促し早急報告せしむべきである。又本事業報告を検討し不審の点は現地向向き調査指導が必要である。

一〇、管内の耕地事業は左記の如くであつたが中には適

法でないものもあつたので注意すべきである。

(1) 土地改良事業

米川排水事業 七百万円 助成 五百二十五万円
 佐野川排水事業 二百四十万円 助成 一百八十万円
 認承が遅れた關係上年度内事業完成は困難であつたが本年度分として若干期間を延長し完了されていた。本所は縣管事業所兼務の關係上工事監督のみである。

(2) 早害恒久施設事業

天津機械用水 一百万円 助成 五十万円
 工事は書類上四月一日着手六月三十日完成により十一月補助金の申請書を提出し助成を受けていたが、實際工事は植付前迄完成せず十一月頃迄延期し完成していた。

(3) 皆生機械用水 助成 六十五万円

昭和二十四年七月一日着手し九月三十日完成となつていたが、指令時期が植付後であり着工が不可能の爲め冬季を利用し本年四月迄繰延べ施行していたが適法でない。今後充分注意を要す。

一、二十四年度開拓事業は縣が直接執行していた關係上關係書類もなく僅かに参考資料が若干綴込まれていた。本年度より事業の移譲を受け人員も充足されていたが關係事務の引継も不明瞭であり、従つて開拓地における経営実態或いは入植者の状況等一切承知して居ないようであつたが、急速現地調査が必要であり入植者の状態を先ず把握することが先決問題であろう。

二、し畜検査手数料徴収は著しく収納が遅延している。即ち当管内は検査当日徴収せず、個人が町村農協に納付し町村毎に集め畜連に払込み畜連は各関係町村から送金する迄放置し取纏めが完了せば畜産技師が現金を受領し財務課に引纏をなすと謂つた順序であるが速かに収納するよう工夫努力が必要である。

三、し畜生産台帳が備付けてないので作成すべきである。

四、一般關係書類は乱雑であり又畜連書類と混同されているのでこれを区分し整備しておくべきである。

五、蜜蜂飼飼に關し管内では転飼業者と農民の紛争を

惹起し絶えず問題化しているようである。要するに縣が行う転飼許可教と実態が合致していないようであり、又許可は直接縣がなし事務所は許可申請書を經由するのみであつて取締り権限もなければ意見の具申をすることもできない。只申請書の取り次ぎのみであるが農家は地方事務所に対陳情に来るもこの解決が出来ず困惑している。現在の転飼條例を改正し取締権限をその他を一事務所に移譲方の要望があつた。

要するに許可については農民の意見及び事務所の意見を充分取り入れ地方の実情に即した許可が必要と認む。一六、畜産業務執行は郡畜連の名により施行せられ恰かも縣畜産行政の第一線機関としての職責は郡畜連に転嫁された形である。特に職員勤務も当課に何等關係書類なく日常は郡畜連事務所勤務し所長、課長は畜産業務に関する限り連絡なきため関知していない実情である。たとえ郡畜連と業務の関連性その他の利便の点はあるにしても直接指揮監督を受くべき所長及び所属課長の指揮監督を受け緊密なる連絡の下に業務の執

行に当らなければならぬ。速かに改善の要を認む。

財務課關係

一、遊興飲食税の賦課は凡そ九月、一月、三月の三回に区分し賦課されているが檢稅等嚴格に実施し毎月賦課徴収すべきである。又一且測定したものを更正減額にしたものが多く本所管内に一百五十一万余円の減額があつた。

二、不動産取得税で大部分を減額更正されていたが理由は他郡との賦課率均衡上高率であつたためとの趣であつたが、一旦賦課したものを徒らに減額することは面白くない。尙減額の根拠及び理由を明確に記載すべきである。

三、事業税、遊興飲食税、不動産取得税には減額更正されたものが多かつたが当初課税に際しては慎重なる資料調査によるべきである。尙減額理由の記載なきものが多かつたが注意すべきである。

四、米子市内業者より本年三月分以降の入場税は未だ納入されておらず、地方事務所において再三督促中のよ

うであるが至急納入せしむべきである。

五、各徴税員の徴收より縣金庫払込迄において左記の如く種々適法でない事態が見受けられたので早急改善すべきである。

(1) 徴收金の引継狀況

(イ) 徴税員の徴收後における複命書作成期間が永い。大体一週間(平均)要し永いもので二週間であるが、徴收後一兩日内に作成し徴收金を正式に主任出納員へ引継ぐべきである。

(ロ) 各徴收員はその都度徴收金を正規に引継がず一部金額を主任出納員に一時寄託しているため各徴收員の常時手持保管金があるが適法でない。

(2) 現金領收書の発行と引継狀況

(イ) (1)項(ロ)の通り主任出納員へ随時一部金額を寄託しているため従つて現金領收書発行合計額と符合しておらず取扱方法は適正でない。

(ロ) 又延滞金免除等の關係上徴收出納員獨自で受領月日を繰上げ発行しているものもある。

(イ) 主任出納員は現金領收書、復命書、現金の照合点檢を嚴重にし引継を受くべきである。

(3) 現金の縣金庫払込み狀況

(イ) 主任出納員は引継現金を一定期間預金として月一回程度縣金庫へ払込を爲しているが適法でない。(ロ) 現在の取扱方法による徴税員が徴收した税金を主任出納員へ寄託する場合にしても、引継簿によらず適宜授受しているが如きは其の取扱いが散漫である。

(4) 預金制度は速かに是正すべきである。

徴收員からの引継が不完全のため現金領收書による徴收金額と預金額と符合していない。八月二十二日現在の徴收金保管狀況を見るに

預入殘額 三十四万三千七百六十一円四十一錢 (主任出納員保管)

手持 九万六千八百十四円五十九錢 (各徴税吏員保管)

計 四十四万五千七十二円

で事務的整理が未了のため收納措置が遅れている。

00786

日野地方事務所

昭和二十五年九月四、五、六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一

同 保 木 本 徳 太 郎

同 倉 繁 良 逸

総務課関係

一、町村指導監査については昭和二十三年度は数ヶ町村実施しているも昭和二十四年度は全然施行されていない。これが原因は職員の不足にあるようであるが、最近の町村行政には諸問題が相次いで起りつつある現状からしてこれが指導監査は是非必要につき万難を排して実施すべきである。

二、本縣初めての縣立養老院が漸く本年度内に設立されようとしている矢先管下日野上村においては百七十八万円でつて村立養老院を計画、既に工事に着手しており完成の上は郡内約九十人の該当者から選定收容しようとしている。斯のような施設の出来る事は結構のこと

とであり、賞讃すべきであるが今後これが育成指導援助に盡力が望ましい。

三、管下根雨町板井原の火災の救助或いは援護等については遺憾なきを期しているようであるが、住宅の復旧は資材或いは資金面について相当困難しており住宅金融公庫等の融資を必要と認められたので強力に援助すべきである。

四、厚生関係事務の処理は当所の町村厚生係の指導よろしきにより報告書類の集計も期日迄に行はれ他所に比し処理状況は良好と認められた。又保護の適正を図るため機会を捉へ努めて実態調査を行つてゐることは眞に結構である。

五、保護費の事務査察は年度末町村主任者をブロック毎に招集し帳簿並に關係書類の検査を執行しているが、中間に於ける隨時検査並に事務指導を必要と認める。

六、管内保護施設並に兒童福祉施設に対する事務指導が活潑でない向もあるので一層努力が望ましい。

七、会計事務は概ね良好に執行されていたが備品の保管

00787

管理については縣会計規則による出納簿を作成し嚴格処理の要を認む。

八、所管事務の処理状況並に關係書類簿冊の編纂保存は他の事務所に比し整然とされて居り良好と認められた。

経済課関係

一、管下は山林原野面積七二、五七五町歩全面積の八割を占めこれが開拓利用如何は郡農山村経済に至大なる影響を及ぼすことは論を俟たざるところである。しかしてこれが廣大なる山村原野を基本とした日野産業計画とも言うべき百年の大計樹立を進言致したい。

二、管下日光村の薪炭採草地約七十町歩の開墾計画は飼畜の盛んな地方でもあり、一方肥料は採草地による堆肥を生産して居るのでこれが開墾計画に地方民の反対があるようであるが既に岡山農地事務局等についても調査が進められているのでこの間の措置について善処が望ましい。

三、管下は大部分を山林原野で占めている關係上、従つて木材を初め木炭、薪共に毎年相当量の生産を挙げている状況からして、今後奥地林産物搬出は一層必要で

あるにも不拘これが關係施設は林道開設工事を初め治山、施設等は余りにも微々たるものであつてこれに即応してはいない。毎年關係者の申出も相当数あり、郡民の生活は殆んど山によつてゐる状況等から考へるとき縣当局の再考を特に希望致したい。

四、保安林の標柱建設は溝口町及び八郷村に実施しているが、この事業は縣直營で施工し居るにも不拘地元村或いは森林組合の請負形式になつてゐるのは妥当ではない。尙二十四年施工当時の人夫賃溝口町分七百四十四円、八郷村分二千二百三十二円未払の模様であるが縣につきその間の事情を調査し急速支払方督促すべきである。

五、狩獵免許下附願に上司の決裁を経ず免許証交付しおるも今後は完全に手続を了し交付すべきである。

六、保安林の実態に異動を生じた場合、その他特殊の事實を生じた際は保安林台帳に嚴重記載し整備しておくべきである。

七、農業共済組合、全組合の監査結果は保険料納入成績

は悪く事務も滞滞し居る模様であるが、この実情から考察し常時これが指導が必要と考えられるので今一段と努力を希望する。

八、農地関係書類の整備は概して良好であるが農地調整法に基く認可、許可関係書類は索引を附し進達、認可、許可等頭末経過を明確に記録し置くべき要を認む。

九、未墾地買収面積において事務手続の誤謬により二重買収し現在農地委員会に対し取消申請を提出されていたが今後過誤なき様充分留意し厳格を期すべきである。

一〇、管内農地の交換分合実施候補地は石見村であるが事業進行が遅々としているようである。主旨の普及徹底を図り積極的促進指導を必要と認む。

一一、畜産関係職員更迭による書類の引継が不完備であるため、し畜台帳の不整備並に生産検査手数料の収納措置が著しく遅延している。し畜台帳の作成整備と手数料の迅速収納措置を講ずべきである。

一二、管内有畜農家は人工受精に対する認識が低調のため

め忌避する趣きにつきこれが主旨の普及徹底を図ると共に家畜衛生保健所と協力し人工授精に対する諸記録を徴し普及資料とし強力に推進すべき要を認む。

財務課関係

一、遊興飲食税の検税は相当努力し又徴税も目標額に殆んど到達して良好なる成績を挙げている。即ち二十四年度各月の調定額に対する徴税率は六七％である。

二、管下は交通極めて不便の爲め徴税に相当苦勞している。即ち滞納者は各村各部落に散在して居り僅か一件數十円の滞納金に数里の道を迫る等其の困難性は想像以上と思われ、斯かる悪条件を克服し検税に、滞納整理に努力しているが徴税に滞納処分物件引揚等には能率の面から見ても且亦機動力を要する点から考えてもジープを配車し能率の向上と活動の便を図らしめることが必要と認められた。

三、縣稅徵收現金の引継状況は迅速整然とし他所に比し良好である。

四、稅外收入(延滞金、督促手数料)の收入年度区分に

誤謬を生じつゝいるものがある。即ち二十四年度本税に對する延滞金、督促手数料の四、五月徵收金額を二十四年度收入としてあるも、二十五年收入とすべきである。又復命書も四、五月分徵收のものは仕訳書を区分し整理すべきである。

五、現金払込票議簿による払込金額は金庫払込票区分による金額を計上し払込むべきである。

◇監査公告第四十号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十四年度における教育委員会事務局各支所の定期監査を執行しその結果を次の通り縣議會及び知事並びに教育委員会に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年十二月十一日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉
同 保 本 本 德 太 郎
同 柳 谷 保 一
同 倉 繁 良 逸

支 所 名

監査執行年月日

教育委員会事務局 八頭支所	昭和二十五年七月二十八日
同 氣高支所	同 年八月 四 日
同 岩美支所	同 年八月 八 日
同 東伯支所	同 年八月十九日
同 西伯支所	同 年八月二十六日
同 日野支所	同 年九月 六 日

教育委員会事務局各課の監査については曩に執行し公表したが、同事務局各支所の監査は今回地方事務所の監査を機会に執行した次第である。

その結果の詳細については別紙の通りであるが、そのあり方は恰も縣と地方事務所の関係の如く兎角事務の取次機關的存在に終始している傾向にある。

尤も教育委員会支所の場合には地方事務所とはその機關的存在が些か異つた面もある。即ち行政内容執行方法、執行対照と謂つた点で自ら相違してあるので、従つてそのあり方についてもある程度の事務取次機關的存在を余儀

なくさせられることは已むを得ないかも知れない。しかし教育行政の執行権限を委任されている一個の教育出先機関としての存在をより意義あらしむる爲めには今少し権限を委譲し機構を拡大強化し以つて地方々々の事情に即応した独自の教育行政を執行せしめることが必要であり又それが効果あらしめるものと考えられる次第である。現在の状況を見ると関係法令内において管内小中学校の一般的教育指導とか或いは教職員の服務上又はその他諸行事の許、認可事務とか俸給及び諸給与金の支出事務の外に縣事務局各課よりの命令による調査事項の取纏の事務を担当し所謂中間取次機関的存在に終始していることは前述の通りである。しかしして地方事務所長の兼務支所長の外に次長以下八、九名程度の職員を以つてこれ等事務を処理せしめているが、職員は縣下教職員中の優秀者を選抜任用している実情から考えて見れば今一步突進んでそれ〴〵の地方実態に即応した又構想によつた教育行政の執行、権限を附与し地方社会の教育に貢献せしめることを考慮すべきものと思う。

記

要は各支所を現状の儘の中間取次の機関としておくか、或いは眞の教育行政推進機関に改革するかがその分岐点となるものであるが、理事者は大いに考究すべき事柄と思う。尙その他について検討した結果は

一、予算が充分でないため又は裏付予算がないためその活動に活潑性を失つているもの或いは予算の令達が遅延するので事務事業の執行が捗らないと謂つたもの(左記参照)も指適される訳であるが、予算の問題については教育委員会自体が充分でない関係もあるもので当然支所に対してもそれが影響しているものと考えられる訳である。しかしながら少いながらも努めて第一線機関に対しては出来るだけの諸般の経費を流して活潑なる活動をなさしめることが肝要と思う。

仮に一例すれば社会教育関係は各所に一名宛の職員を配置しているが職員も充分でなく且亦社会教育行政の裏付予算も又活動経費も極めて少額であるため思うに委せず余り振つてゐるとは謂い得ない状況である。

- (1) 諸事業事務について裏付予算がないため又は僅少のため困難を生じ又は生じたことのあるもの。
 - (イ) 使用教科書展示事務
 - (ロ) 初心者教師講習会
 - (ハ) 学校、学級経営案研究会
 - (ニ) 地方教育財政調査事務
 - (ホ) 国民科学講座
 - (ヘ) 社会指導
 - (ニ) 社会学級指導事務
 - (フ) 社会教育関係事業全般
 - (ウ) 史跡調査研究事務
 - (エ) 各種旅費
- (2) 予算令達遅延のため当該事業の執行が捗らないもの。
 - (イ) 二十四年度教員再教育講習会事務
 - (ロ) 指導課関係講習会
 - (ハ) 指導課関係展示会
 - (ニ) 実験学校並に教科書展示会

(ホ) 社会教育関係行事予算

(イ) 社会教育の年間計画上当初予算令達が僅少

二、支所職員の充実と機構の増強を考えなければならぬと思う。現在の職員は概ね優秀職員であるが数的に見て不十分と思う。即ちそれ〴〵の管内小中学校の運営と教務指導、教職員の補導教育、社会教育、教職員の服務とか、諸行事の許、認可事務。

俸給その他諸給与金支給事務、その他学校建築、校区の問題、教員の免許関係、人事関係、図書展示規定事務、研究会、講習会等々数えあげれば相当の行政事務量があるのでこれを過誤のないよう徹底するように実施せんとすれば現陣容では不十分と認められる。又これを統轄する支所長は地方事務所長の兼務なるため手が廻らず勢い次長が実質的に統轄して採配を振つてゐる訳であるが、これ又教務関係を担任しているのがこれが掌握は仲々困難のようで、従つて支所行政はバラ〴〵と謂つた面も窺える訳である。次長の専任制を各支所共異口同音に唱えているのはこの間の事情を顧

慮し訴えてゐるものと思う。

三、事務の執行及び処理を今一層系統化し又嚴格に整理することが必要である。個々バラバラになり勝ちの支所の行政事務としてはこれを掌握し統轄するには専任次長が必要であるが、何れの支所次長も教務を担当しているので不在勝手となり事務を掌握し統轄することの困難である点は前述の通りである。従つて系統的に又計画的に執行がされないように認められたが次長の下に教務、指導、社会教育、総務の担任者の連絡協調を常に密にし又月初めには合同協議会等により既定計画を押し進めてゆくことが必要と思われる。尙各種文書の取扱方式についても思ひ思ひであり受付、供覽、稟伺、決裁、施行と謂つた面も何れの支所共兎角乱雑の如く認められたので迅速にして整然たる執行処理が肝要である。

以上が各教育委員会支所の監査結果の概要及び意見であるが各支所共通的事項を次の通り記述する。

各教育委員会支所共通事項

一、社会教育事業費の問題

各支所共管内における青少年指導、婦人教育、成人教育、公民館、生活改善等種々多くの事業を担当しているが、現在の如き僅少な事業費や又これを担当する職員一名では実績を挙げることは困難と認められる。

二、公民館活動について

公民館の設置状況は各郡共殆んど設置され今一息と言ふ好成绩であるが、これが専任職員設置は一支所管内に二、三名程度のようなものである。將來各町村専任職員を置き又内容充実に努力すると共にこの公民館を中核とした町村再建運動を図るよう指導すべきである。尙町村の社会教育に対する認識は極めて薄いようであり特に西部地区がその傾向にあるのでこれが啓蒙宣傳をし町村の理解と活潑なる活動を促進せしむるよう強力なる指導が望ましく。

三、実験学校費の交付について

助成金が僅少のため経費の伴う面の指導もできず保有資材の活用により漸く指導している様であるが充分で

ない。又助成金を縣より直接市町村宛配布しているがこれも時期的に遅れる關係上市町村当局としても忘れた頃の費用であり、その儘學校に交付されずにいる傾向がある。

四、指導旅費の増配について

経費不足のため學校訪問指導の要請に応えられない状況のようである。従つて計画に基く積極的訪問指導は不可能に近いものがある。現在要請による訪問指導の場合でも自費をもつて実施しているようであるが、最少限度の経費を増配しその完璧を図らしめるべきである。尙要請訪問は校長の熱意の有無により指導の偏重の面が窺れる。

五、教科書展示会について

会場、期間、経費等に關し左記の如く改善すべきものと認む。

(1) 展示会場の増設と期間延長について

会場は市街地中心主義であり全職員の見学研究ができ得ない。従つて八頭、東伯、日野等山間部教職員

は學校毎の撰択委員を構成しその委員に撰択を委ねているが如き形式的撰択の傾向が窺れる。又期間的にも一週間では充分研究することも不可能のようである。

(2) 教科図書展示会経費について

会場費が非常に遅れて配付になると額が一会場平均三千円余りでは甚だ勤いので増額が必要である。

(3) 展示図書活用のについて

展示後の図書は各支所共倉庫に死蔵しているが所内展示施設を設け常時貸出するとか廣く活用せしむべきである。

六、教育財産取得管理について

各支所備品の管理は地方事務所より保管転換を受けている支所もあり又貸借關係により使用している支所もあつてその管理が区々であるが速かに保管転換の措置をして備品の保管管理に万全を期すべきである。

七、女子職員超過勤務について

各支所の女子職員に対する超過勤務については労働基

準法の規定を逸脱し勤務をせしめておるは違法である。特に今後については厳に注意すべきである。

八、教育委員会事務局と各支所とは教育行政個々の方針及び執行にしても又その事務の処理にしても一貫性を必要とするは論を要せざる所であるが、事務局各課の計画方針等で兎角齟齬を生ぜしめている面が窺われる。例えば各課バラ／＼の諸会合の招集とか同一調査事項の各課への重複報告或いは各課又は職員間で思いつき指示等が挙げられる。これは縣事務局各課の横の連絡不十分に基因するものと認められるのでこの点事務局の統一を図り第一線機関の機能を充分發揮せしめる様配慮が肝要と認められた。

九、各支所の事務室は地方事務所の一室を借り受け執行しているが甚だ狹隘で執務上の支障を生じているようである。殊に氣高、八頭の支所の如きは地方事務所総務課の一隅で執務している状況であるが、一個の教育行政出先機関としての立場を考えてもせめて執務に支障を生じない程度の事務室とすべきものと監察された。

尙これに関連した事柄として各支所展示図書は相当量あるがこれが蔵書場所もなく当惑しているので併せて配慮の要がある。

教育委員会八頭支所 昭和二十五年七月二十八日監査

- 監査委員
- 岸 本 政 嘉
 - 同 保 木 本 徳 太 郎
 - 同 柳 谷 保 一
 - 同 倉 繁 良 逸

監査概況

八東部中学校建設は位置の問題で安部、八東、丹比三ヶ村間で意見が一致せず相当地以前から接衝中の模様であるが、当支所としてこれが円満妥結に一層努力し早急建設なさしめる様配慮が望ましい。

公民館設置状況は管内二十五ヶ町村中二十五館(佐治村は四館)設置され、未設置町村は三ヶ村(八上、八東、池田)であつて好成绩であるが未設置町村の設置方を督促し完全設置せしむる様努力すべきである。尙各町村公民館共専任職員は全然置いていないが、公民館活動の活

潑化を図る上において専任職員設置勸奨方について努力の要を認む。

当支所は管内における社会教育全般的に活潑であつて好績を挙げていることは欣ばしい。殊に郡の視覚教育委員会と密接なる連絡の下にナトコ巡回映画会を全町村五回に亘り計画通り開催し、又希望町村の貸出に応じる等その他成人教育外各種教育講座も関係諸団体と提携して随時各地に開講し社会教育の振興に努方していることは特筆すべきである。

事務の処理状況は總体的に良好と認められた。特に文書の整理並簿冊の編綴状況は他所に比し整然としており良好と認められた。

会計経理は不正と認められるものはないが年度末に予算令達の関係もあつてか支所職員の出張に中小学校旅費を支出しているのは適当でない。

当支所主要備品は地方事務所のものを受け使用しているが保管転換可能のものはその措置を受け保管管理の万全を期すべきである。

教育委員会氣高支所 昭和二十五年八月四日監査

- 監査委員
- 岸 本 政 嘉
 - 同 柳 谷 保 一
 - 同 保 木 本 徳 太 郎
 - 同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、郡社会教育協議委員会(四部間)を組織し成人教育に青少年教育に文化教育に將亦社会教育施設に具体方策を研究審議し実践指導に当り成果を挙げつゝあることは結構である。しかし視覚教育は消極面が窺われるので一層活潑化することが緊要である。殊に昨年の文化祭事業の一環とする視覚教育委員会に対する事業に

対しこれが助成金一万円を交付されているにも不拘これを執行せず現在なお保管中のものであつたがこれら僅少額とは言へ視覚教育の爲め有効に実施すべきであり、現在迄保管しおるが如きは熱意を欠くものとして遺憾に堪えない。

二、本郡の公設グラウンドとして宝木村に設けられている

がこれは未だ未公認であると駅より相当遠距離にあるため不便を感じているので浜村町に新設方を計画されている。これが有利の点として

(1) 郡の中央であり地方事務所及び教育委員会支所の所在地であること

(2) 予定敷地は停車場より極めて近距離であること

(3) 敷地は地元寄附の申出があること

(4) 会の開催当日は温泉の開放も考慮されていること等が条件とされているようであるが、これ等諸条件から考究する場合適地と思考されるにつき関係当局は実現方努力の要あるものと認む。

三、管下二十六ヶ町村中二十の公民館が設立され成績は良好の方であるが設立後の活動は余り活潑でないようである。これは町村関係の熱意の足りない爲めのものであるがこれが指導に一層の努力が望まします。

四、当支所は事務室無く地方事務所総務課の一隅を借用し漸く執務しているが、事務の執行に直接間接に不便を生じているように認められた。特に特殊事務の処理(人

事関係事務等の場合)支障あるものゝ如くであるので関係当局の考慮が必要である。尙本件は八頭支所も同様である。

五、当支所の指導主事は一名であり教育指導の徹底を期するに困難性を認める。殊に他支所の場合何れも二名乃至三名配置しある実情から考えても一名程度の増員配置をしてその完璧を図らしめるべきである。

六、事務の処理状況は報告、調査回報等が遅延しているものが認められ、又文書の起案、決裁、施行の手續或いは分類、編綴、保存等で充分でないものがあるので正規の処理が必要であり分類年度区分も整然とするよう注意すべきである。

教育委員会岩美支所 昭和二十五年八月八日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一

同 保 木 本 徳 太 郎

同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、管内中小学校長を招集し地方事務所側、産業経済関係者との協議懇談会を開催、管下を初め本県の産業経済の状況及び動向に關し説明すると共に意見の交換等爲して創意的な実業教育振興に努力していることは結構である。

二、管下町村公民館の設置状況は十五ヶ町村十六館あるが今一息で全町村設置と云う好成绩であることは欣ばしい。しかしこれが専任職員は浦富町のみであつて他には未だおかれていないようであるが、公民館の運営と活動を活潑化せしめるためには専任職員が必要と思ふ。これが設置方については指導奨励に一段と努力を望みたい。

三、当支所は支所長(地方事務所長)が教育出身者の關係もあつて教育行政に關しては格別の関心を持ち多大の抱負や意見があつた。例へば管内の小中学校統合の問題、地域によつてスクールの設置と縣費助成の問題、岩美高校建築促進の問題、本縣中学校建築國庫補助中雨天体育館を補助対照に実現運動の問題、管内

に水産学校の分校設置と女子の特殊教育(別科)機関設置の問題等々であつて、これ等は実現すれば何れも地方教育に多大の貢献する事柄と考ふるにつき只單に机上論とせず実現に格段の牽起を切望する。

四、会計経理は適正であり又事務の処理は概ね良好と認められたが今後左記の点注意すべきである。

(1) 中小学校教員名簿の転退職等の異動記入が不十分であり又昇給、昇格等の経過を記載したる書類も不整備であつたから整理するようにせられたい。

(2) 各種書類分類別年度別に嚴格編綴しおくべきである。

教育委員会東伯支所 昭和二十五年八月十九日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 木 本 徳 太 郎

同 柳 谷 保 一

同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、聖郷、古布庄兩中学校の合併は通学距離等の關係で